

会議録
平成28年第1回更別村議会定例会
第2日（平成28年3月11日）

◎議事日程（第2日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 村政に関する一般質問
- 第 3 議案第34号 平成27年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件
- 第 4 議案第35号 平成27年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件
- 第 5 議案第36号 平成27年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第 6 議案第37号 平成27年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件
- 第 7 議案第38号 平成27年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第 8 議案第39号 平成27年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件
- 第 9 村政に関する一般質問

◎出席議員（8名）

議長	8番	松 橋 昌 和	副議長	7番	本 多 芳 宏
	1番	安 村 敏 博		2番	太 田 綱 基
	3番	高 木 修 一		4番	織 田 忠 司
	5番	上 田 幸 彦		6番	村 瀬 泰 伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	森 稔 宏
教 育 長	荻 原 正	農業委員会長	織 田 忠 司
代表監査委員	笠 原 幸 宏	会計管理者	金 曾 隆 雄
総 務 課 長	吉 本 正 美	企画政策課長	高 橋 祐 二
産 業 課 長	本 内 秀 明	住民生活課長	宮 永 博 和
建設水道課長	佐 藤 成 芳	保健福祉課長	安 部 昭 彦
診療所事務長	佐 藤 敬 貴	教 育 次 長	新 関 保

農業委員会 小 林 浩 二
事務局 長

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局 長 末 田 晃 啓
書 記 小野山 果 菜

書 記 酒 井 智 寛

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議長 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において1番、安村さん、7番、本多さんを指名いたします。

◎日程第2 村政に関する一般質問

○議長 長 日程第2、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

3番、高木さん。

○3番高木議員 おはようございます。通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

一般質問を始める前に当たりまして、5年前に東日本大震災が起こりまして、多くの皆さんが犠牲になり、大変な状況が今現在もまだ続いております。復興に向けて今進んでい
る中、頑張っていただきたいと思っております。今回の一般質問につきま
しては、それと関連する部分を含めまして更別村の安心、安全への取り組みについてという
ことで一般質問させていただきたいと思っております。

消防組織の広域化に伴う地元消防団の今後についてということについて進めていきたい
と思っておりますので、よろしくお願いいたします。本年4月より消防広域化により南十勝
消防事務組合が解散となります。南十勝地域において共通認識のもと、消防団の運営が行
われてきました。解散後も連絡協議会を設置し、連携を進めていくこととなる予定と伺っ
ております。今般消防団関係の条例制定に伴い、多くの町村で消防団について議論がされ
ているところであります。団の維持、運営や活動では、地元差もあり、独自の課題を抱え
ているところであります。更別においては、村、企業、地域の皆さんの理解と意識も高く、
団員定数は何年も維持されていますし、報酬等も帯広市を除き少な目ではあるものの、同
規模を維持しているところであります。今後村独自の取り組みが可能になる中、消防団に
対する村のかかわり方が重要になってきます。十勝全体のバランスもあり、更別だけで
できないことが多いのは確かですが、行政と消防団が連携していくことが安心、安全の村づ
くりにつながると思います。更別における2040年問題、まだ時間はあるのではなく、取り
組みを進めなければならないのです。災害時要支援者以外にも高齢者がふえていく中、地
域に密着した消防団の存在が重要不可欠です。更別消防団は、管内の消防団と比較して年
齢層が若く、農家地区も含め村内広域から所属しています。もちろん団員の皆さんは本業

を持ち頑張っているのです、過度の負担はかけられません。行政区、各事業所、住民の皆さんの協力をいただきながら取り組みを進めていくべきと考えています。

近年は、異常気象が続き、災害の少ない村と言われてきたこの更別村においても、いつ大きな災害が来てもおかしくありません。村の防災計画も短いスパンで見直しをし、子ども消防団、女性団員の活用など日ごろから多くの住民の災害への意識を高めることが重要です。新しい取り組みや団の拡大には予算も伴ってくるので、きっちりとした議論、検討も必要です。来年度予算から消防団関係の予算について、村において審議となります。事務組合からの意向もあり、現状を維持した形で進んでいますが、スタートが大事です。地域住民の安心、安全を守るため、今後の消防団、後援会との連携も含め、地域の消防団の維持、運営をしっかりと将来を定め、検討をしてはと考えています。課題も多く、簡単ではありませんが、関係機関、消防団との協議を進めていく機会だと考えています。村長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 高木議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

その前に、今議員からのご指摘がありましたように本日は3月の11日でございます。東日本大震災が発生をしてから5年目ということになりました。いまだ被災地においては行方不明の方、そして非常に不便な避難生活を強いられている方々がおられます。一刻も早い完全な復旧を願うとともに、友好姉妹都市であります東松島市を初め、できるだけ支援、協力を行っていきたいというふうに考えております。けさほど東松島市の阿部市長とお話をして、村のほうからはきょう式典がありますので、電報と、それと献花ということで行いました。いつも感謝していますということでお話ありましたけれども、くれぐれも村民の皆さんと議会議員の皆さんにはよろしくお伝えくださいということでしたので、冒頭述べさせていただきたいというふうに思います。

お答えいたします。平成21年の4月より国や北海道の動きを受け、十勝19市町村では十勝圏複合事務組合に消防広域推進室を設置しまして議論を重ね、平成28年4月1日より十勝6消防本部を統合し、広域化というふうになります。それに伴いまして消防団につきましては、現消防組合の解散に伴い、更別村におきましても昨年9月の議会におきまして設置等に関する条例などを議決いただいたところでございます。高木議員には、南十勝消防事務組合に議長としてことし解散に至るまで非常にご尽力をいただきました。無事輝かしい歴史に幕を閉じるということと、それを引き継いで連絡協議会ということで、各町村にも消防団継続して維持ということに、継承されるということになりますので、その辺頑張っていきたいと思います。この間のご尽力に感謝を申し上げます。

広域化後の更別消防団についてでございますけれども、消防団の事務につきましては現消防署内において消防職員2名、所長、主幹を更別村職員として併任することで、現在までの連絡体制を広域化後も維持をし、実務を担当してまいります。消防団員の報酬等につきましては、消防団活動の実態に応じた適切な報酬額及び国の基準、交付税措置等を鑑み、

広域化後設置する南十勝地域消防連携連絡会におきまして南十勝地域の消防の総合的な連携や消防団制度にかかわる調査研究を推進し、今後特別職報酬等審議会において検討をしてまいりたいと考えております。

さて、消防団員数は全国においては年々減少し、半減する中、昭和30年200万人おられた方が平成26年には86万人、更別消防団においては定員65名中、この10年間、7年は充足率100%というすばらしい団員の方がそこに参画をされております。まさに地域に根差した郷土愛護の精神、地域の防災は地域で守るという、そういう高い精神のもと、現在においても受け継がれているものと考えております。

高い充足率がそのまま地域防災力につながるということが重要ですが、これで万全であるとは考えておりません。今後の少子高齢化に向け、幼児期から防災教育の醸成はもちろんですが、地域の防災活動にご指摘のありました女性の視点等幅広い分野で活躍の場を広げて、今後はいろいろな機会を通してご意見をいただきながら、消防団員以外の防災組織等の検討を精力的に進めてまいりたいというふうに考えております。

今までの組合連携をもとにした構築した経過もありますけれども、今後は更別村の特性を生かした消防団づくりが可能となつてまいります。特にご指摘のありました2040年問題ということで、高齢者、要支援者の避難とか、これに対する防災のことをどういうふうに当たっていくのかということも含めまして、これについても消防団組織並びに事業を生かし、後援会、消防署、地域住民あるいは行政区、そのところが連携をし合って構築していかなければいけないのかなというようなことを考えております。今後は、更別村がリーダーシップをとって協議を進め、村の防災力の充実強化に努めてまいりたいというふうに考えております。今後とも消防団と消防署の、あるいは後援会と関係機関との連携を密にし、継続し、消防団組織のさらなる充実と強化に努めてまいる所存であります。

以上、お答えとしたいと思います。

○議長 高木さん。

○3番高木議員 どうもありがとうございました。今後は、もう更別村がリーダーシップをとって更別村を守っていくという力強いお言葉をいただいたところで、今後消防団も含めて連携をしていけたらいいなと思っております。

最近ここやっぱり広域ということで、常備消防が広域化によることによって十勝全体という大きな組織になります。いろんな面でのいい部分もたくさんありますが、広域化による弊害というのも大きくありまして、地方では広域化によると災害時になかなか手が回ってこないというような、そういう問題も懸念されるわけでありまして、十勝全体で大きな災害があったときに、果たして地元は誰が守るのだという話に結構やっぱりどうしても進んでくると思うのです。東日本大震災においてもさまざまなデータがあるように、地元消防団の方々の活躍というか、ボランティア精神というか、そういう手助けが大きな復興に向けての、災害者救助に向けての力添えになったというデータも残っております。やっぱり地元は地元で守らなければやっていけないという部分が今回の広域ではしっかりと認識

を持たなければならないのだろうなと思っております。今回の広域の部分におきまして、十勝管内の帯広市、芽室町など含めまして報酬問題について相当議論をされています。報酬が上がれば団員さんが入るよというような見解については、ちょっと僕自身は余りそういうふうには思っておりません。それというのも更別村においては、ここ10年近くほぼ定員数を満たしながら、地域の連携をしながら団員を集めてきています。そういう部分で報酬が高いから入ってくださいというお願いはしたことは一度もありませんし、そういう地域の更別村の村民の防災に関する意識の高さというものを十分理解しているつもりです。その中にありまして、ただ今後帯広市も報酬を引き上げるよと。費用弁償についても検討しますというような話がありまして、これについては十勝管内全域である程度は共通、同じレベルの部分を守っていかなければ、どうしても差が出るとなかなか活動のモチベーションというものにもいろいろな影響が出てくる部分もありますので、これについては南十勝の連絡協議会も含めまして、今南十勝で費用弁償につきましてはほかの町村に比べて若干少ないという部分がありますので、報酬についてはある程度統一化されている部分がありますので、費用弁償についてはやっぱりある程度は同レベルに持っていただきたいなと思っております。ただ、これにつきましては、各消防団の活動内容によって、物すごく出番のある消防団についてはどんどんふえていくということもありますので、簡単に引き上げがいいのかどうかという部分も含めて、それについては特別職審査会のほうでしっかりと審議をしていただいて、十勝レベルに合わせた住民の納得のいく審査をしていただきたいなと思っております。

あと、女性団員さんも含めまして、更別は定員を充足している部分がありまして、消防団には新たに女性団員さんを入れましょうというようなことは今の段階では相当厳しい部分があります。これにつきましては、新たに女性団員さんがきめ細かな住民サービスも含めて行っていくという部分については、女性団員さんの必要性というのも今後必ず出てくるのではないかなと思っております。高齢者、障害者、介護者、いろんな部分も含めまして女性の手助けというのも重要になってくると思います。そうすることによって団員数をふやさなければならないという部分が出てきますと、その予算という部分も加わってくるわけですから、その辺も含めて必要であると感じるのであれば、予算組みをしっかりとさせていただきたいなと思っております。

さらに、今更別では子ども消防団という部分では正式に発足はしていませんが、管内においても余りそれほど子ども消防団というのを設置している場所はありませんが、更別もやっぱりさっき村長が言ったように幼少時からの防災に関する取り組みというのも必ず将来に大きく影響を及ぼすと思いますので、子ども消防団という活動というものも村が先頭になって進めていただければいいかなと思っております。

あと、今後はまた消防署のほうに2名の村職員ということで配置をし、担当していくという話もございましたが、先ほど2040年問題も含めまして、村の中の予防、警備、いろんな部分も含めまして進めていくものを今本庁のほうでいろんなことを行っていますが、そ

れを逆に消防署のほうにその業務を移管することによって、団員さんと連携をした中でもっと防災に力が入っていくという可能性もございます。今般士幌町のほうでは消防課を設置したということで、それについては団の部分で賄うのに消防課をつくったという記事でしたが、内容については今後多分防災も含めて消防課が担っていくのだろうなと思っております。今回議案の中でも子育て応援課ということで新設をしていきたいというような話もございました。できれば今後は消防課という部分も含めまして、さまざまな防災も含めて消防課が担っていくというようなことも含めて、機構改革をいろんな部分で、細かい部分で精査をしながら、思い切って村の役場内の活性化という部分を進めていただくことも検討に入れてほしいなと思っております。ぜひそういう形で更別村を守るのだという気持ちを出していただきたいなと思っております。

さらに、今現在は団員さん十分に65名を確保しているところですが、だんだん更別消防団のほうも高齢化が結構進んできております。それについては、まちの商工業関係の方々もう四、五十代という年代になってきてまして、若手の商工業者の後継者がなかなかいないということで、今現在役場職員、農協職員の方々にも協力をいただきながら補充しているところもあります。さらに、市街地に近い農家の若者たちをお願いをして、消防団に入らせていただいているという状況もございます。やっぱり消防団というのは、昔からまちの中心地にいる人たちが一生懸命頑張ってきた消防団ですから、なかなかまちの商工業の方補充というのも厳しくなってきた、今後団員の補充が若干厳しくなってくる可能性も出てきています。そういう部分で今度は行政区単位の中から消防団を輩出していただくというような、地域から代表で消防団に入るのだよというような仕組みづくりというか、そういう新たな団員確保の方法というものも検討をしながらすることによって、更別村の全地域から防災の意識が高まっていくというようなことも含めまして、消防団、関係機関も含めて村と一緒に検討していただければいいかなと思っております。このことについて村長のお考えをちょっとお伺いしたいなと思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 今高木委員からいろんな多種にわたるご指摘が、ご質問等ありました。私は、今回の質問をしていただいたことは非常に時節というのですか、広域化になって地元の消防団とか、あるいは市町村の防災関係で一体どうなるのかというところの部分で、しっかりこれは各町村で対応しなければいけないということで、逆に言えば再確認をし、そして村としてどう進めていくのかという意味で本当にそれを示唆していただけるご質問だというふうに感謝しております。

1つ目ですけれども、広域化に伴っていろいろな利点もたくさんありますけれども、一括して無線で指令室からの確に速やかに連絡をして、救急体制においては一番身近なところから救急車が出動するという形で、非常に効率化され、安全面でスピード化というのですか、そういうことが迅速に対応がとられるということがあります。ただ、大きな一くくりとなるということですから、逆に言えば地域の防災関係、これでこれが手薄になっては

絶対にいけないということでありまして、特に消防団の役割というのは非常に大きなものになってくるのです、これまで以上に。昔から地域に居住あるいは勤務する住民により構成をされている消防団でありますから、地域に密着し、地理的な状況とか、あるいは居住地等の地域情報を十分把握していると、これが消防団の強みでもありますし、大規模災害になったときも地域の中で迅速に行動ができて、連携もうまくとれるということでもあります。ですから、やっぱり我がまちの、我が村の消防団ということで、みずからの地域は地域で守るという、そういう崇高な使命のもと、この消防団をしっかりと本当に支えるというか、強固なものに皆さん方とともにしていかなければならないというふうに考えております。

それと、高齢化の問題とか、いろいろな問題があります。南十勝の消防事務組合のところでもいろいろ総会等々消防整備、施設の強化、あるいは団員の処遇の問題ということで先ほどありました。大きな問題としてこれが取り上げられております。議員ご指摘のように、報酬についてはこれまでは南十勝消防事務組合という形で大きくくりの中であってございまして、それをもとに更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例ということでこれを決議していただきましたが、この部分でいわゆる費用弁償のほう、これについては例えば災害出動1回につき4,800円、警戒訓練その他の出動につき1回につき3,700円、一般服務1回につき1,000円ということになりますけれども、こういう部分はいわゆる報酬等とまた別に設定をしているわけですが、この部分について本当にこれが団員のご労苦とか、いろんな部分にふさわしいのかどうかという点ではやっぱり検討もしていく余地があるのかなというようなことを思っております。ただ、連絡協議会とか、この部分については特別職の報酬審査会等々において周りの市町村、あるいは南十勝と連携を取りながら、村独自としても考えていかなければなりませんけれども、検討していかなければならないのかなというようなことを考えております。

あと、女性とか、女性の消防団員、全国的にもある程度いらっしゃいますけれども、年々減少傾向にあるというようなことでした。消防庁長官の所管においてもいろいろな消防団員の確保についてという通達もありますけれども、その中でも女性の消防団員をふやす、そういうようなことも指摘をされています。それはなぜかという、やはり議員ご指摘のとおりきめ細やかなというようなことがあります。2040年問題というのもありますけれども、例えばひとり暮らしの高齢者宅とか、あるいは応急手当て、そういう訪問というのはやっぱり男性もできますけれども、女性がより身近なきめ細やかな対応ができるということで、その点では女性の消防団員の役割というのも非常に大事だというふうに思います。今後その辺も含めて考えていかなければいけないのかなというようなことを考えております。女性が消防団として団員、男女の雇用機会均等法もありますけれども、そういう活躍の場もやはり設定して、防災にもきめ細かな女性の活躍は必要だというふうな認識をしております。

あと、幼年期の消防クラブ等々の件ですけれども、本村にはないわけですが、広

尾、それとか中札内、上札内、大樹においては幼年の消防クラブというのが自主防災組織というような関係で児童、園児を中心とした組織があります。防災意識は、やはり小さいときから高めていくというか、しっかりと身につけていかなければならないということもありますので、速やかにということではありませんけれども、そういうところも含めてそういう意識の高揚とか、実際にそういう消防クラブとか、少年部分については今後研究していかなければいけないのかなというようなことを考えております。

あと、機構改革等々、消防課の設置ということですが、今のところはその部分については検討はしておりません。ということで、今後広域になってからさまざまな問題が出てくると思うです、課題とかが。その部分を検討していく中で、村としてその部分は大きく担っていかなければいけないし、対応もしていかなければいけないのだという個別の問題とか、やっぱりそういうことがありましたら、その部分についてはしっかりとその時点で検討していかなければならないというふうな認識はしております。若手や消防団員見ていると、本当に農業をやっている若者たちとか、役場とか農協から若者たちが出ているわけですが、議員ご指摘のとおり例えば行政区からというような形で、防災意識というのはですか、そういう防災組織のあり方そのものをやっぱり今回消防団が町村に移管されるという機会をもって改めてその部分もしっかりと考えていかなければいけないのかなということで認識をしております。たくさんのご指摘があったわけですが、本当に広域となりますけれども、逆にその分しっかりと我が村を守るところで消防団をしっかり支え、そしてお互いに協力、連携しながら、なおかつ南十勝あるいは十勝との連携を図りながら、防災、それと災害等の対応に当たっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 高木さん。

○3番高木議員 どうもありがとうございます。何事もやっぱりスタートが大事です。今回本当に消防業務、防災関係については大きな転換期という部分でちょうど迎えています。こういうときにこそ、しっかりと課題や未来を見据えた協議検討というものを進めなければ出おくれしてしまうという部分がどうしてもございますので、ぜひ消防関係者、住民、村行政も含めまして協議の場を持っていただいて、十分な今後の地域の安全を守るための取り組みについて検討を進めていただきたいと思いますと思っております。

さらに、今これ更別村の防災のしおりというのも、これは平成21年発行のものです、こういうものもありますが、もうある程度地図も古くなってきたりだとか、業務の内容等についても大きな変化が相当出てきています。個々に今広域に向けての細かなチラシ等は広報等でいろいろ回ってきていますが、災害時の救急、消防に対する電話にしましても、必ず119番にしてくださいと。これを理解している村民は何人いるのだろうか。皆さん消防署にかけてしまうのではないのかなという、昔から119番にかけてもらいたい回しになって理解をしてもらえないという問題もあったり、一元化されていることによって地域をな

なかなか理解してもらえていないと。即時に今はわかりますよという広報はしていますが、実際にいろんなところで町村名がダブって、同じ町村名ごとで地域が全然違ったとかというような問題も前回新聞報道もされております。そういう部分では、簡単にはなかなか理解できない部分もあると思います。今回119番の関係につきましても広報のほうにチラシとして入っていましたが、署のほうにはかけないでくださいというような文書まで入って回っていましたが、やっぱり地元の人間としては直接すぐ消防署にかけて、来てほしいという願いもあったりとか、さまざまなそういう小さなことですが、いろんな課題もありますので、ぜひ協議の場を持っていただきたいと思います。こういう防災のしおりみたいなものもせめて2年に1度ぐらいはきっちりと見直しをかけるとか、防災計画についても2年に1度というような、本当にやっぱりきっちとした現場に合った、現状に合った形をいつでも住民に知らせていただけたような取り組みも進めていただきたいと思います。これについてちょっと答えていただいて、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今議員ご指摘のとおりでございます。いろいろ周知というのですか、啓蒙等、新しくなるに当たって、例えば電話のかけ方一つとっても周知がまだ足りないところもあるのかもしれません。その辺については、しっかりと対応していきたいというふうに思います。あとは、執行方針でも申しましたとおり、消防団の充実強化、それに伴いまして今ご指摘があった防災マップあるいは防災計画、これを地域の実情に合ったものにしなければならぬということで、今後ともやはりその辺はきめ細かく見直して検討していかなければならないというふうに思いますし、サイクルをある程度短くしてそういうような新しいものにつくりかえていくということも必要であるというふうに考えております。とりもなおさず、地域の実情に合った消防対策強化ということで、消防団も含めましてそういう防災体制を確立するというので、地域の実態に合うということで地域住民の皆様の声にも耳を傾けながら、防災体制をより強固なものにしていきたいというふうに思っていますので、今後とも皆さんとともに更別村の防災について進めてまいりたいというふうに思いますので、どうかひとつよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○3番高木議員 ありがとうございます。安心、安全の村づくりに向けてみんなで頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 それでは、通告書に従い、一般質問させていただきます。

今回の質問は、第4次の行政改革大綱の策定に当たっての考え方についてであります。行革大綱、行政改革大綱を略して今後行革と言わさせていただきますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。この件につきましては、昨年の3月の定例会において同僚議員である高木議員の一般質問に岡出前村長が答弁された案件でもございます。その中で前

村長は、行革の意義、内容や実績を詳しく報告しております。そしてまた、今後の行革については次期政権が財政の長期見通しを捉まえた中で柔軟に次期総合計画との調整を図りながら進めていただきたいと、そのような答弁をしていたところであります。このことから、改めて今回西山村長に質問するものでございます。

ご承知のように、更別村における行革は第1次が昭和61年度から65年度までの5年間、第2次が平成8年度から16年度までの9年間、第3次が平成17年度から21年度までの5年間、1次から3次まで実施されてきたところであります。特に第3次の行革大綱では、平成の大合併が号令のように吹き荒れた中での改革でございました。そのとき本村は自立を決断し、国からの地方交付税などが大幅に削減されるなど、依存度の高い本村においては非常に厳しい中での行革でございました。村の生き残りをかけるためには、行革は好むと好まざるにかかわらず、待ったなしで進めなければならないと、こういう時代でもございました。本村における行革の内容でございますけれども、平成15年の10月からごみ処理手数料の有料化が始まりました。それから、敬老年金だとか公共施設の使用料の見直し、そしてまた役場職員や議員、各条例委員等の定数の削減、それから給与と報酬等の削減、基金の管理を初め補助金等の見直しなど徹底した事務事業の整理と合理化で経過期間の5年間で約9億6,000万円の削減と財政効果があったと報告されていることはご承知のとおりかと思います。その後ご承知のように国の政権がかわったこと、そしてまた経済の疲弊に伴って国の政策として緊急経済対策などが積極的に行われたということがあります。そのことから、交付税もある程度回復してきたということで現在に至っているわけですが、その中で当然のことですけれども、村の行革などもあって村の財政も危機から脱却してきたというふうに私は思っております。

そこで、今回の質問です。新しく村政のかじ取りを任された西山村長が前政権から託されたこの行革について、今後どのように考えて、そしてまたどのような方向に向かっていくのかということについて質問させていただきたいなと思います。まず、第1点目です。現在本村において第4次の行革大綱が策定されておられません。来年度からスタートする更別村過疎地域自立促進市町村計画だとか、平成30年度から始まります第6期の更別村総合計画を大胆かつ確実に推進してほしい、こういう意味からもこの行革大綱、これに関しては財政上のチェック機能としても私は絶対的に必要だというふうに判断しているところであります。

2点目です。厳しい財政状況から、職員の定数削減が行われました。その結果として、私から見て本来必要である事業の先送りが数多くあるのでないのかなというふうに思っております。地方創生を初めとして待ったなしの項目がめじろ押しの中で、更別ならではの事業を積極的に計画し、推進するためにも、ただやれ、やれというふうな号令をかけてもやっぱり事業というのは前に進まないのではないのかということで、職員のスキルアップは当然のことですが、必要な部署に必要な職員を配置して、必ずその項目に関しては実行するといった強い意思と積極姿勢が必要だと私は考えております。この2点について西山

村長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 上田議員の第4次更別村行政改革大綱推進計画の策定についてのご質問にお答えをいたします。

平成17年に7つの大項目で構成する第3次行政改革大綱推進計画を策定しまして、平成21年度まで5年間実施計画に基づいて人件費、各種団体等への助成金、敬老年金のほか多くの事務事業の見直しを図り、経費の削減に努めてまいったところでございます。本計画では、約8億円の削減の数値目標に対して、先ほど議員からもありましたが、約9億5,000万から9億6,000万、実績というふうになったところであります。計画策定時から携わっていただきました行政改革推進委員会委員の方々の貴重な意見をいただき、また本当にその部分では汗を流していただいたというふうに感謝をしております。そして、何よりも村民各位の皆さんのご理解とご協力のたまものというふうに考えております。

本計画以前から市町村合併ということがありまして、これが大きな契機となっておりますけれども、少子高齢化、人口減少、そして税収不足などによる財政の悪化並びに硬直化を懸念して、合併により財政運営の効率化が一つの大きな流れとして、合併しなければ交付税は減らすと。合併したら維持するといったことがまことしやかにささやかれ、交付税が依存度が高い自治体にとっては行財政改革を本当に進めざるを得ない、自立の道を選んだ更別村も例外ではなかったということでもあります。これを踏まえて、この計画において一般財源の約半分を占める交付税収入、それがそれ相応の額が減収となることを想定し、財政収支計画に盛り込んだわけですが、実績としては思っていた以上に収入額確保され、安定とは言えませんが、財政運営ができたところであります。

第4次財政計画大綱は、そのときにですけれども、答申がありましたけれども、国の行革方針が打ち出された時点で策定することとしというふうなことで、平成22年度以降は第3次の行革大綱の推進項目を踏襲した行政改革を推進することで総括をさせていただいているという現段階であります。その後政権交代がありまして、緊急経済対策など地方経済の活性化支援等々がありまして、今日に至っているわけであります。しかしながら、平成26年度は交付税が2億円減税されるという事態になりまして、地域経済・雇用対策費という特別枠の減額が大きな要因ですけれども、この特別枠もなくなる見込みであるというふうに言われておりますことから、今後はこれまで以上に財政確保が難しい状況に至っているのではないかとこのように思っています。そういった中で、今地方創生ということで、まち・ひと・しごと創生法の成立ということと活性化、地方自治体が国と一体的に支援する地域再生法の一部改正、そういうことなのです。人口減少、高齢化社会対策、重要課題の打開に向けて大きな一歩を踏み出したところであります。過疎の自治体は、これまでも多くの対策を実施してきました。期待した以上に効果があつた、なかったというふうにさまざまありますけれども、地域に合った事業を展開してきているわけです。行政改革は、事業や財政規模の縮小、経費削減だけが、これだけが目的ではないというふうに、目標で

はないというふうに思っています。そしてまた、弱者にしわ寄せが行く改革というのは、これは本来あってはならないことだというふうに考えています。しかしながら、国の政策が自治体運営に影響しておりますし、安定した財政の立て直しのためには経費の削減、行政組織のスリム化など、これまでの行政改革の観点からいえば必要不可欠なものであるというふうに考えております。

ということで、1つ目の質問なのでございますけれども、第6期更別村総合計画を今年度から次年度にかけて策定をする予定であります。まちづくりの主役であります村民の意見や考え方を吸収して、計画に反映されることが重要であると考えています。さらに、昨年策定しました更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略実行をしていきますけれども、総合計画の基本的な考え方と整合性を持たせる必要があると思います。その中で、第4期の大綱ということなのですけれども、さまざまな財政シミュレーションとか、いろんな部分が必要であるというふうに考えますから、これについては検討していかなければならないのかなというようなことを現在の段階では思っています。

2つ目の質問でございまして、職員数の削減ということもありまして、事業とか行政を進めるためにはやはり人的配置は大変重要だというふうに考えています。組織というのは、私は本当に人であるというふうに考えていますので、いかに人をそういうふうに配置できるのかということです。それと、ご指摘がありましたようにどういうふうにやっていくのかという、やる気というようなところがありますけれども、本当に意欲を持って行政にプロの行政マンとして立ち向かっていくかというところは、これは不可欠なところだというふうなことを思います。行革のところで人員削減とか、いろんな部分もあって、正直私が昨年村長になってから各部署を見ますと、やはり仕事量とか大変多いように感じます。そういうようなところは、本当に業務等大変なところというのですか、これは村民のためにやっているわけですから、その部分で業務量、あるいは効率化も含めて考えますけれども、そういうところにはやっぱり人員配置ということで増員等も含めて今後考えていかなければならないというふうなことで認識をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議 長 上田さん。

○5番上田議員 答弁ありがとうございました。行革については、西山村長は真剣で前向きに考えていることが今の答弁でよくわかりました。

これは私のことになるかもしれませんが、私職員時代、いわゆる更別村の収入が交付税が5割以上を占めているという中で、順調に交付税が入ってきたということから、高度成長期を経て成熟期を迎えても交付税が入ってきた、そのような状況から、財政については非常に軽く考えていた、安易に考えていた、そういうことを今大変思い出しております。それが国の平成の大合併の号令だとか、地方交付税が大幅に削減されるというような状況になったときに、そんな考えが甘かったということで、非常に反省したことを思い出します。いかに長期的な財政計画だとか行革を常にすき間なく進めていく、こういう必

要性が本当にあるのだということで、改めて痛感したところであります。

そこで、西山村長に再度質問したいと思います。先ほど国の行革方針等が打ち出されてから更別村の行革大綱を策定するというふうにとれたのですけれども、投資すべきところはやはり大胆に投資をし、柔軟な姿勢で国の方針を待つことなく、更別村独自の行革が常に必要だと私は思っているのです。特に住民の方に直接影響のある使用料、それから手数料、それから補助金、これ改正されて、このとき第3次で改正されたこともありまして、もう既に10年が経過しております。これは、値上げだとか値下げだとかという、そういうことだけを言っているのではなくて、常に見直しをしていかなければならないというようなことから、大胆な発想と時代に即応した考え方で、やはり検討すべきときに来ているのだらうと、私はそう思っております。そのためには、村の条例委員である行政改革推進委員会も平成26年の7月をもって解散しているというふうに私は聞いておりましたけれども、これは大変問題があるのではないのかなというふうに思います。やはり広く村民の意見を聞くためには、いろいろと条件もありますけれども、行革においてはこの団体がやはり一番大事なセクションでないのかなというふうに思います。早急に立ち上げて、広く住民の意見を反映した中で第4次の更別村行政改革大綱の策定の考え方がないか、その点を改めてお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今ご指摘の点でありますけれども、冒頭議員がお話をしたように、平成27年の第1回の議会定例会において高木議員から前岡出村長に質問がありました。その部分で行革等々に含めていろいろな効果だとか、第4次の策定についてのお話がありました。その中で岡出村長は、最後のほうに事業やいろんな部分ありますけれども、主役は村民であると。村民の意見や考えを吸収して、今後の行政改革については次期政権が財政の長期見通しを捉える中で、柔軟に次期総合計画と整合性を図るなどして進めていただきたいというふうなことを言われております。これは、大きな宿題であるというふうに私は認識しております。

ということで、第3次の更別村行革の大綱の趣旨、例えば事務事業の見直し、組織機構の質素、簡素化、効率化、職員定数の適正管理、住民サービスのその旨での向上、健全な財政運営のところということで、なぜするのかということはいわゆる時代の変化に対応できる行政システムをきちんと確立すると。そのために村の行政改革大綱を策定するのだというふうなことをうたっております。重点目標として、1つは効率的な行政運営の推進、時代に即応した組織機構の見直し、3番目に定員管理、給与の適正化、4番目に職員の意識改革と資質向上、5番目に公平な行政運営の推進、6番目に情報化の推進による行政サービスの向上、7番、健全な財政運営の確保ということで、実績を上げながら進めてきたわけですが、実施計画の策定については社会情勢の変化に対応するため、毎年見直しあるいはローリングを行うものとするというふうなことでできております。というふうなところで、今現段階としては第5期の総合計画が終わりまして、第6次の策定に当たりま

す。そして、総合戦略の部分で、これから5年間の部分ですけれども、数値目標を立てた上で今やっております。その部分を整合性を持たすということですから、それにかかわっているいろいろな、これまでも大綱がないからということでやってきていないということではありませんけれども、さきに挙げた7点の行政改革推進の重点項目については、これは意識化を図りながら、その中でやってきているのではないかというようなことを考えます。ただ、これから先本当に財政運営とか、いろんな部分でかなり困難で厳しい状況が予測されるのです。その部分については、やはり組織の見直しとか、財政の健全化とか図っていかねばなりません。議員ご指摘のように、その部分で委員さんも含めてまた立ち上げるのか、そして第4次の大綱を策定するのかということについては、これはちょっと検討させていただきたいなというようなことを思います。今これを直ちに策定作業にかかりますということはちょっとここでは明言できないですけれども、いろいろな総合計画、総合戦略、それと今進めている部分を含めまして検討させていくということでご理解願いたいなというふうに思っております。

○議 長 上田さん。

○5番上田議員 検討させていただきたいということはよくわかるわけなのですが、きのう議員の報酬も上がりました。これも議員の報酬もやはり行革から出てきたわけであります。そうすると、先ほどもちょっと私言いましたけれども、各条例委員の報酬も下がる。そのときに削減された経過があります。職員の定数の話も同じであります。私がここで言いたいのは、検討はわかります。だけれども、1つをいじったら全部いじっていかねばならない。今回1ついじりました。それは何ですかといったら、常勤の特別職と議員、この部分ちょしました。報酬ではありませんけれども、ちょしました。となると、ではほかの部分はどうなるのですかということで、私は待ったなしの行革が必要だということを言いたいわけなのです。

そういうことでその件に関してはそのくらいにしまして、これ私の最後の質問になりますけれども、この推進計画、やはり今村長が言ったように実施内容の精査、分析、それを結果集計ともなると、非常に業務量が多くなります。先ほどもちょっと言いましたけれども、更別村がさまざまな事業を積極的に展開する上で、当然職員の配置だとか、そういったものは大事な話で、要するに配置です。異動も含めて配置のこと等については必要だと思っておりますけれども、しかし安易に増員するということになりますと、ただ職員定数がふえるだけであります。そこで、村長も言っていますけれども、常に役場全体の事業の見直しと適正職員の配置、あるいは今回も新設する課もありますけれども、やはり機構改革、全体を見た中での機構改革は私は必要だと思っているのです。ここからここ、こちらへ持っていく、こっちへ持っていくということになれば、当然仕事の量というのはでこぼこします。ですけれども、減ったところではどうなるのですかという部分で、その仕事の業務の量が1人不足しなければそのままになってしまう可能性というのがあるのです。ですから、当然のごとく機構改革も必要なのだというふうなことであります。そこで、必要性、

緊急性のあるものはやはり優先的に実施していただきたいというようなことであります。具体的な話はできませんけれども、これらの推進に当たっての今回の行革も含めて、それから審議会も含めて今後の体制整備についてどのくらいの時期にどのような形でやっていくのか、もし言えたらここでちょっと言っていただきたいなど。これを今回の最後の質問にさせていただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今議員ご指摘のとおり、私機構改革含めましていろんな課も、今回課の設置もお願いしていますが、そのものについて業務の見直しとか効率化、あるいは住民サービスの向上というのは本当に認識しております。財政シミュレーションも含めて、これはしっかりやらなければいけないというふうに思っています。それがちょっと語弊があったら申しわけないですが、行政改革というのはやっぱり必要だというふうに思います。そして、その部分の見直しとかしっかりしていかなければ、今後の行政の運営というものが非常に難しくなってくるというようなことは本当に重く受けとめておりますし、そうしなければいけないというふうに考えています。ただ、それを大綱という形でまとめ上げるということについてはちょっと時間をいただきたいということで申し上げました。十分認識しておりますし、その部分については本当に日々やっていかなければいけませんし、その部分の機構改革についてはやはり自分としては進めていきたいというふうに考えております。長いスパンでいつというふうなことは、ずっと後なのかということではありません。やはりもう本当に今の先行きが非常に厳しい状況がありますので、しっかりとその辺を見きわめながら進んでまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議 長 上田さん。

○5番上田議員 そうしたら、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目です。質問は、更別墓地に将来を見据えた共同墓地である永代供養墓、合同納骨塚というのですか、それからあるいは合同墓など、以下総じて共同墓地と呼ばさせていただきますけれども、この共同墓地の建設の可能性についての質問であります。ご承知のように、共同墓地は以前にもマスコミ等にも取り上げられて、全国的にも多くの方が利用しているという報道がされております。つい先日も民放ですけれども、永代供養墓の放映がありました。このときの内容は、全国で当初と比較して600%増加した。そして、これは多分10年くらい前の話だったと思うのですけれども、141カ所が現在では1,000カ所以上になっている。さらに、毎年年間約50カ所以上がふえ続けていると、こういう実態だということが報道されているわけであります。お墓は代々守り継ぐものという従来の価値観が大きく変わってきたこと、それからまた過疎化を初め少子高齢化、核家族化で墓を守っていく人が少なくなってきたこと、それから親として子ども、孫に要するに負担をかけたくないなどといったことが考えられております。そういうことから、将来の不安などからお寺や市町村が共同墓地を建設して、そこに入れさせてほしいといった要望が実は本村でも多少

なりともあります。私のところにも更別に共同墓地が必要ではないかといったような要望がありました。私もちょっと気になりまして、道行く人に何人かですけれども、聞いてみました。その結果、これが意外なことにそのほとんどの方が要するに共同墓地というのは大体みなさん報道されていますから知っているのです。やっぱりこれは必要だよとか、それから興味を持っていたりだとか、そういったような意見がほとんどであったわけであり。改めて私も今日的な課題なのだというふうに再認識したところでございます。

ここで質問ですけれども、私自身としては共同墓地の建設の必要性について改めて痛感したということで、私もやっぱりあったほうがいいのだろうというふうに判断しているところでありまして、この件に関して村の対応として宗教、宗派を問わない共同墓地の建設について今後どのように考えていくのか、西山村長にお聞きしたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 2つ目の共同墓地の建設とそれに伴う今後の取り組みについてのご質問でございます。これについてお答えをしたいというふうに思います。

本村の墓地につきましては、昭和22年に大正村から分村しまして、更別市街地に役場が設置をされまして、その後人口も急激に増加し、墓園設置の要望も高まった中、現在更別墓地は昭和33年に許可を受けておりまして、昭和37年4月1日、更別村墓地使用条例が制定をされまして、経営管理は村に移管をされました。上更別墓地は昭和55年に許可を受け、設置をされて現在に至っております。現在の墓地の状況につきましては、更別墓地で980区画、これは等外地2区画、無縁墓地2区画は除きます。うち貸付数851、区画残数が129、上更別墓地で区画数99、無縁墓地2区画除くですけれども、貸付数が56、区画残が43というふうになっております。

上田議員がお話しされたとおり、日本では仏壇も含めお墓は代々跡継ぎに守り継がれ、継承されていくという習慣であります。ただ、現在は少子化が進み、なおかつ核家族化が進み、就職や諸状況によりまして必ずしも地元におられる、近くに継承者が存在しているという状況ではなくなっているというのも現状ではないかというふうに考えております。今後墓地の無縁墓地化の懸念や承継意識の変化というものもどんどんあると思うのです。ただ、課題もたくさんあるというふうに考えておりまして、現状では檀家等、寺院等の永代供養、納骨堂、近年では合同墓地や両家墓、樹木葬というのですか、そういうお墓もありますけれども、それぞれお墓のあり方も多様化しつつあります。さまざまな状況がありますので、村民のニーズも把握しながらこの状況を見きわめ、今後の墓地のあり方を検討してまいりたいというふうに考えています。

以上、答弁いたします。

○議 長 上田さん。

○5番上田議員 ありがとうございます。村長からも説明があり、本村には更別と上更別の墓地がある。そしてまた、墓地用地も今現状としては十分確保されているということ

で、その件に関しては非常に安心しているところであります。

ただ、実態ちょっと調べてみますと、平成20年を境に非常に更別においても墓地の返還が相次いでいる。これ区画数でいいますと更別で33、上更別で7、ここはちょっとわからなかったのですが、多分更別においては33ですけれども、柱数にしたら63柱ぐらいの墓地の返還があったというふうに聞いております。この現状を踏まえたときにどのような現象が起きているのかなとちょっと気になったところであります。先ほど村長が言いましたけれども、宗教絡みもありますので、市町村がそこまで介入できるかという部分もあるとは思いますが、ただ宗教、宗派問わなければ村も何らかの形で協力というか、推進ができるのかなというふうに思っているわけなのですが、いずれにしても一昔なら全く考えられない現象が本村でも起きているということでもあります。

北海道だと十勝管内の共同墓地の状況をちょっと調査してみましたところ、札幌市や恵庭、江別、北見、それからご承知かと思えますけれども、昨年4月から帯広市でもこの共同墓地について、名称はちょっと別としましても市立でやっている。9つの市が市営でやっている。それから、2つの市が公益法人で行っている。それから、これ十勝管内ですけれども、十勝管内の市町村の議会でもこういった質問、検討してくれ、こういったことが今現在上がっております。共同墓地については、時代の趨勢というべきなのかもしれません。昔なら全く考えられなかったことがこうやって起きているわけでありまして。今後形、経営形態は別にしても、ますますやっぱりふえていくのだろうというようなことを私は思っているところであります。

そこで、更別村に共同墓地が本当に必要なのかなのか、先ほど村長もちょっと言いましたけれども、意向調査しなければやっぱりわからないと思うのです。私の今の質問は、この意向調査をまず一番先に実施しなければならないと思うのです。私が聞いた範囲では、十数人になりますけれども、そのぐらいです。やっぱり村全体の流れをくんで、そしてまた更別はほかの町村と違って特異性のあるところは、お寺が今1つありますけれども、あのような状態なので、それから憩の家もあります。これも村が実際に行っているよと。やっぱりほかの町村と違う部分があるのです。ですから、町村の中で更別は小さいところでありますが、そういういい意味でか悪い意味でちょっとわかりませんが、やっぱり積極的なことをやっているかと思うのです。ですから、更別が共同墓地について村民の意向がそうであるならば、先駆けてもやっぱりやるべきだというふうに私は思っているところであります。その点について意向調査も含めて、もう一度村長にその点を伺いたいと思います。

○議長 長 西山村長。

○村長 大変いろいろ難しい問題もあるというふうに思います。共同墓地というのは、市町村が公衆のために授けた墓地でありまして、また団体が所有している墓地ということですので、課題として本当に檀家など宗教の関連とか、宗派、それと管理の問題、あるいは取り扱い基準の問題、それと村民の要望というものに絡んでくるわけなの

ですけれども、いろんな部分があつて非常に課題も大きいのかなというようなことです。今議員さんおっしゃられたように、帯広市では中島霊園で合同納骨塚ですか、ことしの4月1日から受け付けを開始するというような状況です。あとは、恵庭の合同納骨塚ですか、これは対応が生前予約対応ということになっております。厚田村、札幌市平岸霊園とか、それと議員さんがお話しいただきましたところでそういうことが行われております。議会でも本当にどういう状況なのかというようなことがありますけれども、質問があつたところでは、芽室では菩提寺とか寺院とか納骨堂、永代供養等がされているので、行政としてどこまでかかわれるのか、ちょっと難しい点があるのかなというようなこととか、本別は今後の需要が多くなればこれについては検討しなければならないというふうにしております。清水は既存施設の対応ということで、今清水霊園敷地内の納骨堂で検討しているということで、使用条件等は未整備ということがあります。確かにいろんな課題がありまして、墓地、埋葬等に関する法律等とか、いろんな部分、あるいは共同墓地の管理運営にかかわる基準等もあるので、非常に難しい課題もありまして、そう簡単にはいかないのかなというようなことです。ただ、状況としてはそういう認識というのですか、少子化とか、いろんな部分とか、あるいは近くにおられないとか、私は大きいのは確かに見られる方がいなくなるというようなことなのではけれども、もう一つは経済的な理由もあるのではないかなというようなことを自分の中では思っております。だから、そういう方たちも本当にどういうふうに先祖をそういうふうな供養をしていくのかというところでは本当に悩まれているのかなというようなことです。そういうようなことを含めまして、私どもといたしましてはニーズを把握するということなのではけれども、課題もありますし、検討させていただきたいということで、住民の要望がどのくらいあるのかというところを調査することが必要だと思っておりますので、その辺について手法とかやり方、あるいはその辺も含めてちょっと検討させていただきたいということと実際に共同墓地の設置とかというふうになりますと、またいろいろと住民のコンセンサスというか、そういうものも必要となりますし、いろんな法整備とかもありますし、現在の部分では非常に慎重に取り扱っていかねばならないというふうに認識をしておりますので、そういうふうにご理解お願いしたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 上田さん。

○5番上田議員 今の件に関しては、非常に難しい部分は確かにあるかと思えます。いずれにしても、更別村が十勝管内においてもそれについて、また北海道においてもぴかっと光るというのですか、更別に住んでよかったという、村長いつも言っていますけれども、要するにほかの町村から見て差別化された中で、更別が今後発展していったらいいなと私は常に思っておりますので、ひとつこのことも含めて今後もよろしくお願いをしたいなと思えます。

私からの質問については以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長 この際、午前11時30分まで休憩いたします。

午前 11 時 17 分 休憩

午前 11 時 29 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

4 番、織田さん。

○4 番織田議員 私は、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、認定こども園の取り組みについて一般質問させていただきます。

今まで本村においては、幼稚園、保育園が担ってきた幼児教育、保育は大変重要であり、必要であったと思います。しかし、全国的な少子化の流れの中で、本村においても1年間の誕生者数が30人前後と少なくなり、また今後大きくふえることも考えづらく、この少ない幼児を両園で分け合っていくには何かと支障が出るのではないかと思われます。幼稚園、保育園、それぞれ幼稚園教育、保育には理念の違いはあると思いますが、できないところは補い合い、よいところは融合し合った幼保連携型の認定こども園を進めていくことは考えられないでしょうか。村長の考えをお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員からの幼稚園、保育園を核とした認定こども園の取り組みについてお答えをしたいと思います。

村では、これまで平成26年度までは次世代育成支援計画を策定し、子育て支援施策の推進に努めてまいりました。また、平成24年度の子ども・子育て支援法の施行に伴い、平成27年度に次世代育成支援計画に引き続き更別村子ども・子育て支援事業計画を策定し、さまざまな施策に取り組んでいるところであります。計画の策定に当たり、平成25年度にアンケートを実施し、幼稚園、保育園などの施設につきましてこれからの利用希望も記入していただいたところですが、現在村内にある施設であります幼稚園あるいは保育園を引き続き希望される方が大部分を占めておりました。94人中84名の回答、重複回答もありましたけれども、認定こども園は84名中6名ということでございました。未就学児童の施設につきましては、村立幼稚園が更別と上更別、社会福祉法人が運営するゼロ歳から入園できる保育園があり、保護者の就労などの状況により選択することができることになっております。また、こちらの社会福祉法人には、あわせて学童保育所、子育て支援センターを村から委託をしているところであります。

平成28年度の更別村の未就学児童の状況ですけれども、更別では3歳児から5歳児が65人、ゼロ歳児から3歳児未満が66人、上更別では3歳児から5歳児が13人、ゼロ歳児から3歳児未満が7人となっております。年によってばらつきがあります。やや減少傾向にあるのではないかなというふうなことを考えております。このうち更別市街では幼稚園には38

名、保育所には46名が通園予定であり、保育所の46名のうち3歳以上の児童は25名でございます。現在は、保護者の就労状況、保育形態などにより幼稚園あるいは保育所を選択して利用することができます。平成25年度のアンケートでも認定こども園ということもあったのですけれども、周知が徹底されていなかったこともありますけれども、幼稚園、保育所の選択できるほうの希望が多かったというふうに思います。ただ、少子化が進み、幼児等が減少してきますと、少ない人数を2カ所で保育するということはさらに小さな集団になるわけでございますから、どちらの園児も更別小学校に入学するということを考えますと、将来的にこういった子育て環境が望ましいのかということを経験していただくことが必要であるというふうに考えています。また、国の動向もあります。幼保一元化の問題もありますし、さまざまな意味で就学前教育というところが今後焦点は出てくるのかなということでもあります。その中で議員さんからご提案のありました幼保連携型認定こども園ということも、私は選択肢の一つとして検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 織田さん。

○4番織田議員 確かに国のほうは文科省、厚労省と担当する省庁の違いもあります。また、役場内においては教育委員会、それから保健福祉課と担当する課の違いもございます。幼児が同じ教育を受ける幼児教育の平等化、先日村長もちらっと言っていましたけれども、これは私も大変必要だと思いますし、またそれとともに両園を集約することによって、なお一層の子育て支援の充実が図られるのではないかと考えます。以前更別には、まず幼稚園がありました。幼稚園だけでしたが、その後保育園の必要性が高まり、保育園ができるようになってきたかと思っております。その一番の大きな理由といたしましては、保育園は保育期間が長く、それとまた時間的にもあります。まず、零歳から幼稚園に上がるまでの幼児教育に保育園も携わっておりますし、また3歳から5歳児の幼稚園へ行く年齢あるいは保育園へ行く年齢ですけれども、早朝あるいは午後遅くまでの保育、そして土曜日、春休み、夏休み、冬休みの期間における保育も幼稚園よりも保育園のほうが長い期間預かっていているという現状があります。これは、預ける保護者にとっては大変重要なことだと思います。私は、この幼稚園の幼児教育の重要なところ、そしてまた保育園の保育時間の長いというか、預けやすい重要性、この2点をあわせて、今まで担当してきた教育委員会や保健福祉課ではなく、新しく企画課あるいは子育て応援課が中心となって幼児教育のために認定保育園ということに住民、そして幼児の保護者、それとまたいろんな問題がございますので、両園の関係者の声を聞きながら、どこかの課が中心となって保護者のニーズに合った認定こども園の計画を立て、それを住民に知らせて進めていけないでしょうかと考えるので、村長の考えをお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 議員のご指摘のとおりいろいろあるのですけれども、子ども・子育て支援事業計画、平成27年3月に策定しました。先ほどもお話ししましたけれども、その中で子

も・子育て支援の課題というふうな形で、更別村の場合にはやっぱり地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実ということをうたっております。ニーズに基づく教育、保育の提供体制の確保、実施時期、教育、保育の質的改善というようなことを述べさせていただいております。そういうようなところで、現在保育園と幼稚園ということがありまして、それぞれのニーズがやっぱり保護者の中にはあります。幼稚園としての、いわゆる文科省に属する学校としての幼稚園の教育を求める教育内容、幼稚園の教育要領に基づく保育、教育を望まれるかと思います。また一方、保育指針に基づく保育所の保育を必要とする、保育に欠けるというような表現がありますけれども、それは非常に古い言い方ですけれども、保育を必要とする保護者に対しての保育ということで、保育内容の充実ということで、そういうことをうたっております。その部分で保育所、保育を必要とする保護者の部分のニーズもありまして、その両方の部分、更別村の場合は両者を選択できるというような状況にあって、この部分では現段階ではそれぞれのニーズもありますし、教育内容、保育内容に期待する保護者の思いもありますので、私は選択肢として現在その2つがあるということについては非常に有効であるというふうに思いますし、地域のニーズに応えた多様な子育て支援ということではあるかなというように思います。

ただ、今後いろいろな状況が今認定こども園、上更別のところの改築にあわせて幼稚園型というものもありますし、いろんな部分でまだ検討されている状況ですけれども、その中でも保護者のニーズとかもまた地域によって、実情によって変わってきております。ということで、就学前教育というのは、保育というのは、小学校に上がる段階で、やっぱりその連携が非常に重要な部分を占めています。いろいろな幼児教育の課題はありますけれども、その部分は非常に大きな部分を占めておりますし、同じ小学校に入るということもありますので、その部分でしっかりとした就学前教育というようなことについては、保育も教育も変わりはないというようなことであります。その部分については、法整備とかいろんな部分でこれから、子育て応援課のときもちょっとお話をさせていただきましたけれども、国の動向とか動勢とかいろんな部分はありますけれども、その辺がある程度整備をされて整合性を持って出てくるのではないかと思います。私は、その部分では保育所も幼稚園も同じような形で子どもの発達、あるいはいろんな部分でそういう保育、教育の部分では、これは変わりのないような部分をしっかりと示していかなければならないというふうに考えます。現在の段階では、そういう選択肢として可能でありますし、それが機能しているという状況でありますので、速やかにということではありませんけれども、1回目の回答で申しましたとおり、選択肢としてはこれから先の動向によっては、保護者あるいは住民ニーズによってはそういう選択肢もあり得るのかなというように思っていますし、その辺については新しい応援課等々含めてその部分の検討はしていくべきであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 織田さん。

○４番織田議員　せっかく応援課という計画もございます。保護者のニーズを聞いていきますと、どちらでもいいのだと、正直言って。まず、長い時間預けて、そしてきちんとした幼児教育をしてもらって、そしてまた料金を安くというのは、正直言って。確かに今回は第２子以降の無料化というの出ていますすけれども、そうすることによって奥様方というか、保護者の人が仕事ができるようになります。もう一つ言えば、そういうことが起きることによって少子化対策というのですか、そういう部分にもつながるのではないかと思います、私は。でもって、今村長は今は十分機能しているとおっしゃいましたが、ほかの町村では既に保育園と幼稚園の連携を進めて、実際に行っている町村もございます。これ失礼な言い方なのですが、私も村長もあと任期は３年ちょっとしかございません。私は、もし村長の思いがあるのであればそんなに時間は無いと思いますので、できればぜひ速やかに応援課などで計画を立てて、住民に知らしめて進めていきたいということをおっしゃっていただきたい。言えば最低でも一回きちんとしたそのような私案というか、ビジョンを示していただきたいなと思います。

○議　長　西山村長。

○村　長　今織田議員さんからお話ありましたけれども、そういうような経済的な部分とか、あるいは就業関係もあると思うのですけれども、私は重視しているのは経済的な状況とか、いろんな部分はありますけれども、本当に保護者も、親御さんも幼稚園にしようが、保育園に預けようが、これはやっぱり子どもとしっかりと向き合ってほしいと思って考えているわけです。幼稚園は教育要領、保育所は保育指針とさっき申しましたけれども、この部分でやっぱり大事なことは子どもの発達とか学びの継続性をいかに持続していくかということなわけです。ゼロ歳から小学生までの一貫した教育、保育内容については、子どもの発達の連続性というものがあるわけです。これを保育士とかがきちんと、幼稚園教諭も含めてそうですけれども、理解して、この子どもたちの発達段階でどういう保育内容が必要なのか、あるいはどういう教育内容が必要なのかという認識とそういうような部分をもっとしっかりと集団生活の経験とか、課題に応じたいろんな課題をやっぱりさせるべきなのです。同時に、保護者もこれに対してただ預けているという意識ではなくて、この中で本当にどういうふうに子どもたちのそういう発育とか成長を見ていくのか。逆に言えば子どもから親が学んで、親が成長していくということもありますし、あるいは地域のいろんな助け合いとかネットワークの中でということがあります。家庭の協力とか、いろんな部分あるのですけれども、その部分では保護者も教育内容、保育内容にはきっちり敏感になっていただいて、どういう目標を目指してそれぞれ保育園、幼稚園をやっているのかということをやっぱり理解してもらう必要があると思うのです。だから、単に経済的な条件、働いているから預けるのではなく、経済的に軽減を負担するということはそういうことではないのです。やっぱりしっかりと子どもたちと向き合って、そういう内容あるいは自分の果たすべき役割を子育ての中できっちりしてほしいわけです。そういった意味において、いわゆるそういう支援をしていくのだという私の観点であります。乳幼児期の保育

に関すること、あるいは満3歳児以降の教育、保育に関して、その部分についてしっかりとやっぱり考えていかなければいけませんし、この間ご指摘ありました、特に重要なのは特別支援教育とか障害児保育です。これ今きちんとやらなければいけないということで国のほうから言われていますけれども、どうやって小学校とかいろんなところに橋渡しをしていくのかというようなところも、関係者を含めてこのことについてはしっかりと見ていかなければいけませんし、そのところも大変重要な課題というふうになってきております。子育て応援課の中でその辺部分を含みながら検討していきたいというふうに思っていますし、速やかに計画を立て、ビジョンを立てて、それを一本化するのだということについてはここでは明言を避けさせていただきたいと思いますし、ちょっと曖昧な言い方になったのですが、選択肢については頭にはそういうことを考えながらやっていかなければならないということを思っています。ニーズとか、やはりそういうものをしっかりと捉えた上で、あるいは幼稚園の教育内容、保育内容、それと保育園の保育内容、そういうものをきっちり加味しながら検討、研究して、将来的にどうあるのが望ましいのかということを検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 織田さん。

○4番織田議員 速やかに検討されることを期待申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○議 長 ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後1時29分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 議案第34号

○議 長 日程第3、議案第34号 平成27年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第34号 平成27年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件でございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,470万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億7,105万円とするものであります。

このたびの補正に関しまして歳出については、主なものとして除雪費の不足が見込まれることから2,000万円の追加補正、国からの自治体情報セキュリティ強化対策が求められ

ることから所要額を補正しております。また、人事院勧告に基づく給与改正に伴い、給与及び期末、勤勉手当の増額補正を行うものでございます。

次に、歳入としましては、元利償還金の7割が交付税措置される地方債の追加補正、若葉団地公営住宅建てかえにかかわる社会資本整備総合交付金の増額などの財源を追加補正を行うものであります。なお、これらの補正により生じる余剰財源につきましては、平成28年度に予定している哺育・育成牛預託施設整備事業や平成34年度より償還が始まります国営施設応急対策事業の財源として農業振興基金に積み増しするものとしております。

補正内容の多くにつきましては、事務事業の確定に伴う執行残などに伴う歳入歳出の各項目の減額補正を行うものであります。

なお、森副村長に内容等について補足説明をいたさせます。

以上、提案説明申し上げ、よろしくご審議方お願い申し上げます。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず最初に、88ページをお願いいたします。ただいま村長のほうからもありましたけれども、議会議員、特別職の手当に関する条例の一部改正、それから村職員の給与に関する条例の一部改正もございます。また、異動等も含めまして補正がございますので、補正予算の給与費明細書について説明をさせていただきます。補正後、補正前でございますけれども、比較の部分で報酬につきましては議員で4万6,000円の減、その他の特別職で163万7,000円の減でございます。報酬トータルでは168万3,000円の減でございます。それから、期末手当でありますけれども、長等において19万5,000円の追加、議員において14万9,000円の追加で、合計では34万4,000円の追加でございます。共済費におきましては、長等におきまして25万7,000円の減額でございます。合計では、159万6,000円の減額となるところでございます。

続きまして、89ページをお願いいたします。一般職の部分についてでございます。比較のほうで説明をさせていただきます。給料で64万1,000円の追加、職員手当等で300万4,000円の追加でございます。共済費につきましては、84万4,000円の減額でございます。合計では、208万1,000円の追加となるところでございます。

職員手当等の内訳、それから90ページ以降の給与及び職員手当等の増減額等の明細につきましては、お目通しをいただきたいというふうに思います。

それでは、歳出のほうから説明をさせていただきます。28ページをお願いいたします。歳出全般に言えることですが、需用費の燃料費等について減額がございます。単価等の減に伴いまして減額とするものでございます。

まず、款1議会費でございます。151万9,000円の減額でございます。主に執行残の減額補正ということでございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、29ページをお願いいたします。款2総務費でございます。大変申しわけありません。今回補足説明につきましては、補正額の増減額の大きいものについて主に説明

をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。款 2 総務費1,364万5,000円の追加でございます。

項 1 総務管理費、目 1 一般管理費4,235万9,000円の追加でございます。31ページをお願いいたします。説明欄（6）、情報処理管理事務経費の19、負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金611万円の減額でございます。9月にセキュリティシステムの構築として補正させていただきましたものでございますけれども、34ページをお開きください。説明欄（17）、新たに情報セキュリティ強化対策事業を設け、予算を組み替えるものでございます。33ページをお開きください。説明欄（13）、職員等人件費でございます。740万1,000円を追加するものでございます。内容につきましては、省略をさせていただきます。説明欄（14）、電話交換機等更新事業の節の15工事請負費でありますけれども、電話回線設置工事に伴い入札執行残について278万7,000円を減額するものでございます。次、34ページになります。説明欄（17）、情報セキュリティ強化対策事業として新たに事業を設け、4,917万7,000円を追加するものでございます。

一番下のほうになりますけれども、目 4 地方振興費1,972万2,000円の減額でございます。35ページをお願いいたします。説明欄（5）、各種要請、施策調査経費でございます。176万8,000円の減額でありますけれども、主なものにつきましては36ページの節13委託料において執行残112万5,000円を減額するものでございます。説明欄（6）、宅地分譲事業経費376万円の減額であります。節17公有財産購入費の分譲地買い戻しについては実績がありませんでしたので、全額減額をするものでございます。348万3,000円の減でございます。説明欄（8）、ふるさと創生事業729万5,000円の減額でございます。当初1,300万円を計上しておりましたけれども、実績により執行残を減額するものでございます。37ページをお開きください。説明欄（11）、市街地活性化事業臨時分440万7,000円の減額でございます。主なものにつきましては、節19の負担金補助及び交付金、交流拠点施設建設事業費の確定によりまして執行残420万2,000円を減額するものでございます。

ちょっと飛ばさせていただきます、39ページをお願いいたします。目 8 村有林管理費560万1,000円の減額でございます。説明欄（2）、村有林整備事業556万5,000円の減、節13委託料の森林環境保全整備事業において主に道単価の設計変更等により494万1,000円を減額するものでございます。

40ページになります。説明欄（2）、協働のまちづくり基金積立金の寄附分でございますけれども、今回36万円を追加するものでございます。3件の寄附がございました。

これも飛ばさせていただきますけれども、44ページをお願いいたします。款 3 民生費1,710万6,000円の減額でございます。

項 1 社会福祉費846万円の減でございます。

主に目 1 社会福祉総務費において312万2,000円の減額でございます。主な内容でございますけれども、47ページをお開きください。説明欄（14）、障害者総合支援事業196万円の増でございますけれども、この中の節20扶助費、障害者介護給付費におきまして対象者の

増に伴い304万5,000円を追加するものでございます。48ページをお願いいたします。説明欄（18）、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金154万円の減額でございます。49ページをお開きください。節28の繰出金でございますけれども、それぞれ財政安定化支援分から事業等においておのおの減額をするものでございます。

50ページをお願いいたします。目2福祉の里総合センター費512万1,000円を減額するものでございます。説明欄（3）、給食業務経費162万9,000円の減でございますけれども、次のページをお開きください。主に節11需用費、賄い材料費の減でございますけれども、給食食数の減に伴い今回172万6,000円を減額するものでございます。

項2児童福祉費154万8,000円の減額でございます。

目1児童福祉総務費において77万3,000円の追加でございます。説明欄（2）、一番下のほうになりますけれども、児童福祉事業経費113万1,000円の追加でございます。52ページをお願いいたします。節13委託料におきまして137万2,000円の追加であります。追加の内容につきましては、認可保育所運営、それから学童保育所運営、地域子育て支援センター運営に対しまして制度支援が見直されたことによりましてそれぞれ追加をさせていただくものでございます。説明欄（3）、児童医療給付事業55万円の減額でございます。実績によりまして扶助費でございますけれども、50万円を減額するものでございます。

目2児童措置費232万1,000円の減額でございます。主なものでございますけれども、説明欄（1）、児童手当給付費等経費205万円を減額するものでございます。節20の扶助費におきまして児童手当でありますけれども、実績により202万円を減額するものでございます。

53ページをお願いいたします。項3老人福祉費709万8,000円の減でございます。

目2老人保健福祉センター費310万2,000円の減でありますけれども、説明欄（1）、老人保健福祉センター維持管理経費におきまして需用費の燃料費273万円を減額するものでございます。

54ページをお願いいたします。目3老人福祉推進費399万6,000円の減額でございます。説明欄（2）、介護保険事業特別会計繰出金につきまして263万7,000円を減額するものでございます。各事業ごとの減額内容につきましては、説明を省略させていただきます。

55ページをお願いいたします。款4衛生費941万1,000円の減、項1保健衛生費338万4,000円の減でございます。

主なものでありますけれども、目2の予防費226万9,000円の減、説明欄（2）の予防接種事業経費でございますけれども、214万2,000円の減額でございます。主に子宮頸がん予防ワクチン等の接種者がなかったことにより、購入費の減が主なものでございます。

59ページをお願いいたします。項4下水道費、目1下水道費397万3,000円の減額でございます。説明欄（1）、公共下水道事業特別会計繰出金、財源補填分でございますけれども、個別排水処理施設整備事業費の減に伴い繰出金397万3,000円を減額するものでございます。

60ページになります。款6農林水産業費1億6,310万3,000円の追加でございます。

項1農業費1億6,423万6,000円の追加でございます。

61ページをお開きください。目2 農業振興費1億7,256万8,000円の追加でございます。主なものでございますけれども、次のページ、62ページになります。(3)、農業振興基金積立金でございます。これ先ほど村長のほうからも説明ありましたが、哺育、育成牛預託施設の整備、それから国営施設応急対策事業など今後見込まれる事業に対しまして1億7,590万3,000円を積み増しするものでございます。

63ページをお願いいたします。目3 農地費111万4,000円の減でございます。説明欄(2)、明許排水業務経費100万円の減額でございますけれども、申請実績がございませんでしたので、全額を減額するものでございます。

目5 畜産業費415万8,000円の減額でございます。64ページをお願いいたします。説明欄(3)、畜産振興事業補助金等373万円の減額でございます。酪農畜産振興対策事業実績減により335万7,000円を減額するものでございます。

65ページをお願いいたします。項2 林業費113万3,000円の減額でございます。説明欄(1)、有害鳥獣駆除対策経費99万2,000円の減額でございますけれども、中身につきましてはヒグマ駆除回数の減、それから火葬処理業者の変更に伴います処理費の減に伴い99万2,000円を減額するものでございます。

款7 商工費、項1 商工費378万4,000円の減でございます。

主なものでございますけれども、66ページ、目2 商工業振興費261万9,000円の減額でございます。説明欄(1)、商工業関係資金利子補給事業経費でございます。中小企業近代化資金利子補給につきましては、実績に基づきまして執行残261万9,000円を減額するものでございます。

67ページをお願いいたします。款8 土木費78万9,000円の追加でございます。

項2 の道路橋りょう費で1,565万6,000円の追加でございます。

主なものでございますけれども、68ページをお願いいたします。目1 の道路維持費で1,939万8,000円の追加でございます。説明欄(2)、除雪対策経費でございますけれども、除排雪作業費用の不足が見込まれますことから2,000万円を追加するものでございます。

目2 道路維持改良費371万6,000円の減額でございます。(1)、街路灯維持補修費におきまして実績に基づき1,000万円を減額するものでございます。失礼いたしました。先ほど目2 の道路維持改良費、街灯の電気料100万円の減額でございます。69ページになります。説明欄(2)、道路補修対策事業でございますけれども、271万6,000円の減額でございます。道路修繕費、それから横断管入れかえ修繕費につきまして実績に基づきそれぞれ減額をするものでございます。

項3 住宅費1,406万3,000円の減額でございます。

70ページをごらんください。目2 民間住宅整備費1,377万9,000円の減額でございます。説明欄(2)、太陽光発電システム普及促進事業131万3,000円の減でございます。ことしの実績におきましては、住宅用1件、それから商業用が1件、合計2件の申請でございます。それから、説明欄(3)、民間住宅建設促進事業の建設費助成金でございますけれども、実

績に基づきまして1,204万6,000円を減額するものでございます。実績件数につきましては、13件ということでございます。

71ページをお願いいたします。款9消防費、項1消防費111万8,000円の減額でございます。

目2の災害対策費で169万6,000円を減額するものでございます。主な内容といたしましては、説明欄(2)、防災情報通信設備整備事業121万7,000円の減額でございます。防災無線のデジタル化に伴います調査実施設計費でございますけれども、入札執行残について減額をするものでございます。

72ページをお願いいたします。款10教育費2,274万8,000円の減額でございます。

項1教育総務費で559万4,000円の減でございます。主なものでございますけれども、73ページをお願いいたします。説明欄(3)、職員等人件費で先ほど明細も説明しましたけれども、職員等の人件費で436万円を減額するものでございます。内容については、省略をさせていただきます。

76ページをお願いいたします。項4幼稚園費244万9,000円の減額でございます。次のページ、77ページをお開き願います。主な内容でございますけれども、説明欄(2)、園舎維持管理経費で136万4,000円の減額でございます。これも燃料単価の減ということで燃料費につきまして100万円を減額するものでございます。78ページをお願いいたします。説明欄(4)、園舎改修事業でございます。上更別幼稚園の園舎建設基本設計委託料につきまして、入札執行残について41万1,000円を減額するものでございます。

項5社会教育費、目1社会教育総務費363万7,000円の減額でございます。説明欄(3)、生涯学習推進事務経費でございますけれども、169万の減額でございます。節7の賃金におきまして161万8,000円の減額でございますけれども、社会教育指導員賃金につきまして2名から1名になったことにより減額を行うものでございます。

81ページをお願いいたします。目2社会教育施設費115万2,000円の減額でございます。説明欄でございますけれども、これにつきましても節11需用費の燃料単価の減に伴いまして81万2,000円減額するものでございます。

86ページをお願いいたします。款12公債費、項1公債費684万5,000円の減額でございます。

目1の元金におきまして長期債償還元金468万7,000円を減額するものでございます。

87ページをお願いいたします。目2の利子におきまして長期債償還利子につきましては215万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入のほうに移らせていただきます。歳入、9ページになります。款1村税におきまして373万3,000円の追加でございます。

項1村民税502万7,000円の追加、内容ですけれども、目2の法人につきまして454万4,000円を追加するものでございます。

項4のたばこ税、目1のたばこ税161万9,000円の減額でございます。売り上げ減を見込

みまして161万9,000円を減額するものでございます。

款2の地方譲与税448万9,000円を追加するものでございます。

次のページ、10ページをお願いいたします。項1地方揮発油譲与税、目1地方揮発油譲与税225万4,000円の減額でございます。

項2の自動車重量譲与税、それから目1の自動車重量譲与税につきましては、674万3,000円を追加するものでございます。

11ページお願いします。款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、同じく目1地方消費税交付金でございますけれども、見込みでありますけれども、1,908万6,000円を追加するものでございます。

款7自動車取得税交付金、項1自動車取得税交付金、目1自動車取得税交付金につきましては、242万円を追加をするものでございます。

12ページをお願いいたします。款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1,292万9,000円を追加するものでございます。普通交付税の追加配分に伴いまして追加をするものでございます。

款11分担金及び負担金253万4,000円の減額でございます。

項1の分担金、目1農林水産業費分担金、説明欄にございますように道営畑総担い手支援型事業更別勢雄地区分担金につきまして178万3,000円を減額するものでございます。

項2の負担金75万1,000円の減額でございます。

目1の民生費負担金では、132万6,000円減額するものでございます。主な内容でございますけれども、節2の児童福祉費負担金におきまして保育所入所者費用等の徴収金につきまして105万9,000円を減額するものでございます。

13ページになります。款12使用料及び手数料1,206万5,000円の減額でございます。

項1の使用料1,203万1,000円の減額、目1の総務使用料では141万7,000円の減額でございます。各施設の使用料等につきまして見込みを含め、追加、減額を行うものでございますので、説明は省略をさせていただきます。

目2民生使用料499万5,000円の減額でございます。福祉の里総合センター給食部門でございますけれども、給食利用者数の減に伴いまして今回499万5,000円を減額するものでございます。

次、14ページをお願いいたします。目4農林水産使用料250万円の減額でございます。

目5の土木使用料では、96万9,000円の減額でございますけれども、節2の住宅使用料、特定公共賃貸住宅等の使用料でございます。これにつきましては、100万円を減額するものでございます。

目6教育使用料197万3,000円の減額でございます。説明欄にございますけれども、幼稚園の授業料等でございます。所得階層判定及び多子世帯軽減制度改正に伴いまして、今回185万9,000円を減額するものでございます。また、入園料につきましては、入園料の廃止に伴いまして11万4,000円を減額するものでございます。

15ページをお願いいたします。款13国庫支出金3,806万4,000円の追加でございます。

項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金79万7,000円の追加でございます。説明欄の児童手当負担金でございますけれども、児童福祉扶助事業費の減に伴いまして153万4,000円を減額するものでございます。また、その下でありますけれども、児童保護費負担金でございますけれども、制度改正に伴いましてその下の子どものための教育・保育給付費負担金に組みかえるものでございます。児童保護費の負担金については2,254万1,000円を減額し、新たに子どものための教育・保育給付費負担金につきましては2,383万4,000円を追加するものでございます。節の3障害者福祉費負担金でございます。給付費等の増に伴いまして122万7,000円を追加するものでございます。

16ページをお願いいたします。項2国庫補助金3,735万7,000円の追加でございます。

目1総務費国庫補助金543万円の追加でございます。説明欄、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業補助金でございますけれども、525万円を追加するものでございます。

目2民生費国庫補助金180万2,000円の追加でございます。節2の児童福祉費補助金でございますけれども、説明欄の保育緊急確保事業費補助金につきましてはこの下の子ども・子育て支援交付金に組みかえるものでございます。285万2,000円を減額し、新たに子ども・子育て支援交付金571万1,000円を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。17ページになります。目4土木費国庫補助金3,091万6,000円を追加するものでございます。節の住宅費補助金、社会資本整備総合交付金3,091万6,000円を追加するものでございますけれども、これも先ほど村長が申し上げましたように公営住宅の建設改修事業等に補助金が組まれたものでございます。特に若葉団地の建てかえ事業に対しての追加ということでございます。

款14道支出金611万円の減額でございます。

主なものとしましては、目1の民生費道負担金66万7,000円の追加でございます。18ページをお願いいたします。説明欄の児童保護費負担金につきましては、制度改正に伴いまして1,127万円を減額し、この下の子どものための教育・保育給付費負担金に組みかえるものでございます。1,191万7,000円を追加するものでございます。

項2道補助金636万2,000円の減額であります。

目1総務費道補助金323万5,000円の減額でありますけれども、説明欄の森林環境保全整備事業補助金につきましては事業費減に伴いまして314万7,000円を減額するものでございます。

19ページになります。目2民生費道補助金120万3,000円の減でございます。節2の児童福祉費補助金92万1,000円の減でございますけれども、放課後児童対策事業補助金378万円全額減額をし、またその下の保育緊急確保事業費補助金についても285万2,000円全額減額をして、この下の子ども・子育て支援交付金に組みかえるものでございます。571万1,000円を新たに追加するものでございます。

目4農林水産業費道補助金209万7,000円の減額でございます。節1の農業費補助金であ

りますけれども、20ページをお願いいたします。説明欄、食料供給基盤強化特別対策事業につきまして対象事業の実績に基づきまして今回127万6,000円を減額するものでございます。それから、中間管理機構集積協力金交付金でございますけれども、対象事業の実績に基づきまして70万円を減額するものでございます。

続きまして、款15の財産収入であります。527万8,000円の追加でございます。

22ページをお願いいたします。項2財産売払収入487万5,000円の追加でございます。

主な内容でございますけれども、目1の不動産売払収入におきまして285万2,000円を追加するものでございます。節の土地売払収入でありますけれども、コムニ団地の分譲地の売払収入でございます。229万4,000円を追加するものでございます。今年度3区画が売れているということでございます。

次のページをお願いいたします。23ページになりますけれども、目2の物品売払収入であります。202万3,000円の追加でございます。間伐材の売払収入増に伴いまして追加をするものでございます。

23ページになりますけれども、款17繰入金2,237万6,000円の減額でございます。

主なものでありますけれども、項1基金繰入金、目2ふるさと創生事業繰入金につきましては事業実績によりまして729万5,000円を減額するものでございます。

また、目4の村有林野基金繰入金につきましては、事業実績の減によりまして508万8,000円を減額するものでございます。

24ページをお願いいたします。目5農業振興基金繰入金につきましては、885万4,000円の減額でございます。

それから、款19諸収入でございます。207万7,000円の追加でございます。

主なものでございますけれども、項5の雑入、目5の雑入におきまして123万2,000円を追加するものでございます。

26ページをお願いいたします。款20村債6,850万円を追加するものでございます。

目1の過疎対策事業債におきまして道営事業の追加それぞれ含めまして5,870万を追加するものでございます。道営事業におきまして30万、それから更別農業高校の生徒確保支援事業で200万、道路舗装強化事業で4,890万、それから民間住宅建設促進事業で990万、交流拠点施設の建設補助事業で240万円の減でございます。

それから、目4の緊急防災・減災事業債につきましては、防災無線のデジタル化整備事業でございますけれども、460万円を追加するものでございます。

また、次のページの最後になりますけれども、目5の一般補助施設整備等の事業債でございます。情報セキュリティ強化対策事業につきまして520万円を今回追加をするものでございます。

5ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。総務費におきまして地方版総合戦略事業におきましては18万円、それから情報セキュリティ対策強化事業におきましては4,485万7,000円、教育費、小学校、中学校費がございますけれども、学校施設改修事

業でございます。これにつきましては、各学校の体育館施設のバスケットボールのゴールの落下防止の対策事業の耐震化工事ということで、小学校費で1,623万3,000円、中学校費で1,219万4,000円、合計で7,346万4,000円を繰り越すものでございます。

次のページ、6ページをお願いいたします。地方債補正でございます。過疎対策事業債におきましては、5,870万円を追加いたしまして6億3,590万円とするものでございます。それから、緊急防災・減災事業債におきましては新たに460万円を追加するものでございます。その下、一般補助施設整備等の事業債におきましても新たに520万円を追加するものでございます。合計では、8億1,273万3,000円となるものでございます。

以上、一般会計の補正予算について説明を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 歳出のほうから、それではちょっと説明をお願いいたします。

ページ数でいいますと34ページ、総務費になります。説明欄でいう(17)の情報セキュリティ強化対策事業、新たに4,917万7,000円の追加補正がされたところでございますけれども、税番号に対するいろいろな手だてと思います。そこで、たびたび追加、減額等々含めまして少し私のほうも混乱してございます。それで、トータルの話で実は幾らぐらいかかったのか、またその補助金等も含めて詳しく説明をお願いいたします。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 マイナンバーの制度に際しまして、33ページの(16)、社会保障・税番号制度整備事業と34ページの(17)、情報セキュリティ強化対策事業、別々にちょっと説明させていただきます。

まず、(16)の社会保障・税番号制度整備事業でございますけれども、これにつきましては平成26年度の予算からこの整備事業を設けて予算計上させていただいております。これにつきましては、個人番号、12桁の番号が法律で定める社会保障、税の別表になるのですが、その事務に対しては様式等に番号欄が入ってくるだとか、番号が入ることによって例えば住民基本台帳ですとか各種税、宛名システムの改修だとかというのが平成26年度から始まっております。それと、全国、国も地方自治体も含めてですけれども、地方公共団体情報システム機構が設置します中間サーバーを必ず通ってくるということになってございます。その費用などもあわせてシステム改修などをしてございます。平成27年度はたびたび補正しておりますけれども、26年度は歳出決算額で872万2,000円となっておりまして、平成27年度、今回の減額補正も含めまして歳出予算額で1,937万3,000円、次年度、平成28年度で当初予算で計上しております額は歳出で664万7,000円、3年度の合計で3,472万4,000円となります。それに対しまして歳入でございますけれども、各システム補助率が10分の10ですとか3分の2ですとかばらばらでございますけれども、3年トータルで1,562万1,000円の予算計上でございます。

次に、(17)の情報セキュリティ強化対策事業、これは新たに事業を起こしまして新規に計上させていただいておりますけれども、事の発端は昨年5月、日本年金機構の約125万件の漏えいがありました。そのことを踏まえて総務省から番号に限らず全自治体のセキュリティ強化をしてくださいということでございます。具体的には、現在一つのサーバーから事務系ですとか情報系、それからインターネット等が開いていけることになってございます。総務省は、最低でもこれだけはやってくださいということでございますけれども、まず個人番号を利用する場合、事務系でございますけれども、回線群の構築をできるサーバーと接続、これに1,926万3,000円計上してございます。それから、LGWANといいまして総合行政ネットワークで地方公共団体の専用回線を使ってございます。これの接続回線群の構築をしてください。これにつきましては、1,071万5,000円を計上しております。それから、インターネット系の回線群の構築、これについても961万4,000円の計上でございます。それから、今使っておりますWEBTAWNの改修、それから運用管理費ほかで958万5,000円、合計4,917万7,000円となるものでございます。

先ほど説明しましたけれども、31ページの(6)、情報処理管理事務経費の節19負担金補助及び交付金でセキュリティ強化対策のほうへ予算がえしておりますけれども、一部27年度で支出するものと、それから先ほど繰越明許費でご説明させていただきました繰越額で4,917万7,000円のうち4,485万7,000円が28年度へ繰り越すというものでございます。

16と17の事業で合計、全て入れますと8,391万9,000円の予算計上となっております。

以上でございます。

○議長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ページ数が36ページになりますけれども、ちょっと細かいところで申しわけございませんけれども、補足説明いただければというふうに思っています。

まず、冒頭の13番、委託料の関係です。調査委託料について、多分当初計画が200万計上していて、これ112万5,000円が減額されると実績87万5,000円になると思うのですが、調査委託しなかった部分、あるいはその内容について多少補足説明いただきたいのが1点。

それと、下のほうの19番、同じなのですが、ふるさと創生事業の助成金、多分これどこかで300万円補正組んでいるかどうか、当初計画が1,000万で組んでいたはずなのですが、この分でもう730万程度の減額ということで、実績についての内容といいますか、理由についてちょっと補足説明いただければというふうに思っています。

○議長 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 36ページの一番上のほうになります。委託料の関係でございますが、議員のおっしゃるとおり調査委託料としまして200万を予算していたものでございます。この中で87万5,000円を交通量調査をさせていただいております。こちらのほうで使用をしておりまして、残りの112万5,000円について今回減額をさせていただいているというところでございます。

次に、ふるさと創生事業の関係でございますが、こちらのほうもおっしゃるとおりに当

初1,000万見ておりまして、途中で総合戦略というか、地方創生の予算の関係で300万を追加補正をさせていただいているところでございます。そちらのほうで実際には、支出という部分では1,300万円に對しまして570万5,000円の支出というふうになっているところでございます。内訳としましては、ふるさと創生事業のチャレンジ事業の関係で23万3,000円が出ているのと市街地活性化事業の関係で300万、ふるさとづくり事業の関係で242万2,000円という支出となっております、以上の合計が570万5,000円ということで、1,300万からの差し引きということでこのような減額というふうな形になってございます。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今の委託料の関係のご説明いただきましたけれども、当初計画の200万というのはあくまでも交通量調査にかかわる予算計上という解釈でよろしいのですか。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 こちらのほうは、調査委託料ということで、施策調査委託経費というふうな事業の中になるのですけれども、村の重要課題等を具体的に調査研究する経費ということで当初200万というふうに見込ませていただいていたものを利用して、80万の交通量調査をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 52ページなのですけれども、民生費の中の委託料で認可保育所、学童保育所、子ども支援、それぞれ増額補正。説明では、制度が見直されたことによるという説明だったかと思うのですけれども、どのような制度が見直されてこの追加補正になったか説明してください。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 制度というのですか、保育の補助金を算定するときの公定価格というのがありまして、それが今回人事院勧告の給料増加分が反映されて、公定価格の単価が変更になったということでふえております。

以上です。

○議 長 1番安村さん。

○1番安村議員 行ったり来たりして申しわけございませんけれども、44ページの社会福祉総務関係の報酬の関係で多少お伺いしたいと思っております。

保健福祉推進委員会の運営経費の中で、当初予算が21万8,000円の予算計上をして、今回減額の16万5,000円という金額の減額ということでご提案がございましたけれども、この減額に対して、せっかく委員会構成をしているという趣旨から見ると、まずこの委員会、多分開催していないという部分もあるのでしょうか、何か特別理由があったのかということの確認と、それと本来機能すべき委員会の機能といいますか、それを目指すべく予算計上しているわけでありますけれども、この減額によって本当に委員会の本来の運営と

うか、方針案の検討がなされるのかどうか、その点ちょっと疑問視される部分がありますので、その点の説明をお願いしたいと思います。

○議長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 当初予算は3回、通常の年ですと1回程度を実績ですとか計画に関して開く。そして、ことは1回それを開いただけなのですけれども、3回組んでいただいている理由は、何か突発的な福祉の変更ですとかあれば、そこで福祉計画の変更等があればその場でかけていかなければならないと。そういうものが今回なかったということで減額させていただいております。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 済みません。行ったり来たりになります。ページの64ページ、農地費のほうでお願いいたします。

畜産振興事業補助金の酪農畜産振興対策事業補助金、これ6月の補正で375万円の追加補正をされたところだと思います。それがJA等の取りまとめ等で執行が39万3,000円ですか、その残額の減額ということですが、ここの進め方についてももう少し詳しく教えてください。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいまご質問いただきました件でございますが、ご指摘のとおり6月予算ということで、当初予算で計上していた分に追加をいたしまして、新たにソフト事業を6月補正にて計上させていただいたものでございます。トータル636万円ほどの事業予算を確保したところでございますが、ご質問の中にもありましてとおりの事業実績が当初計画に満たなかったということで、今回減額をさせていただいております。

取り進め方につきましてですけれども、当初予算におきまして畜産振興対策ということでJAさらべつ様のほうとご協議をさせていただきまして、4本のソフト事業を計上させていただいております。その後追加事業ということで、これもJAさらべつ様からお話をいただき、事業実施に向けて村も協力をしたいというところで追加補正という形での計上をさせていただきました。事業費の事業計画、予算額につきましては、実績から見ますと多少予算が過大でなかったのかというようなご指摘かなというふうに思っております。ことしからの新たな事業ということでございまして、新年度予算におきましてはこの分を実績を加味して適切な予算計上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 村瀬さん。

○6番村瀬議員 2つの視点があるかと思うのです。事業を促進してこの振興を図るという目的ですから、当然追加されて実行していくと。1点目の問題は、査定といいますか、予算計上するに当たりどのくらい審議されたかという問題と、もう一点は執行されないことによる、振興策がせっかくの予算づけされたのにされていないという問題が2つあると

思うのです。この予算組みの中で本来問われなければならないのでしょうかけれども、やはりこの予算査定から含めて慎重にやっていただきたいということで、説明は特に要りませんけれども、よろしくお願いいたします。

○議長 安村さんについては回数超えています、3回。申しわけありません。ほかの議員さんについては、よろしいですか。特別何かあれば許可しますけれども。安村さん、ほかに案件が別であれば議長のほうで許可をいたしますけれども。

○1番安村議員 お願いしたいのですけれども。

○議長 そうしたら、どうぞ、安村さん。

○1番安村議員 61ページの関係の農業振興補助金等に対する部分でちょっとお聞きしたいと思います。

今般の受入協議会の助成ということで、当初予算35万計上していて満額減額しているという部分、いろいろ受入協議会の協議も含めてという経過があるのでしょうかけれども、ちょっとその点大事な点なので、少し説明をしていただければというふうに思っています。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 ただいまご質問いただきました件でございますが、農業労務者受入協議会の助成金につきましては、これまでも例年農業労務者の確保のための協議会ということで、村のほうからも事業費の支援を行っていたところでございます。昨年の当初予算措置後のお話になりますが、農業労務者受入協議会が事業の見直しによりまして解散となりまして、新たに連絡協議会が設置をされたところでございます。この連絡協議会におきましては、これまでの受け入れの態勢が派遣業を活用した事業になるということで、事業の中身が従来の受け入れの事業から見直しになったところでございます。これに伴いまして、新しい連絡協議会の中の事業で必要な事業費があれば、この受入協議会の事業を継承して組織されているということもございまして、要望に応じて助成金の方式についてはご相談に応じたいということでここまで予算のほうは措置したまま残させていただいたところでございますけれども、協議会、連絡会のほうとの協議によりまして、今年度は事業予算として支援の必要性はございませんというお話をいただきまして、全額を減額するところでございます。

なお、平成28年度の新年度予算につきましても同様の話をいただいております、28年度予算においては助成金を計上していないところでございます。

以上でございます。

○議長 長 6番、村瀬さん、どうぞ。

○6番村瀬議員 もう一つしかないということですので、歳入のほうと歳出のほうも含めて話しさせていただきますけれども、補正予算の考え方についてお尋ねします。

このたびの歳出の減額による主なものの一つとして、燃料と言われてございます。これが約1,200万ほどあります。12月のときに灯油はもう上がらないから福祉灯油はしませんという答弁の中で、こういうものの削減する時期として、もう少し先読みした中では12月程

度に少しは削減するとかという手法ができなかったのかと、あわせて歳入も使用料につきましてかなり減額している状況がございます。これも全般を考えたときにやはり村の財政が豊かなのか、健全なのか、余りそういうことに、私は少し鈍感になっているような気がするのですけれども、もう少し予算の増減については慎重にされて、時々において補正をするほうがいいと思うのですけれども、その辺についての考え方をお示してください。

○議 長 吉本総務課長。

○総務課長 ご質問のまず燃料費につきましてご説明させていただきますけれども、今回は重油、灯油につきまして、ガソリンもそうなのですけれども、原油価格の1バーレル当たりの安価だとか、世界情勢によって頻繁に価格は変動しております。ガソリン、軽油ですと、年に40回から50回ぐらいの価格変更の届け出が来ます。重油につきましても何回か来ていまして、当初予算では昨年1月1日付の実勢単価で予算計上させていただきました。来年度につきましても、1月の14日だったと思いますけれども、そのときの実勢単価で予算を組まさせていただきますけれども、1年間の間に何回も増減があります。12月に増額だとか減額ができるかといいますと、重油は一番使うのが12月から3月までというのがございまして、足りないとわかりますと12月に追加補正だとかさせていただきますこともありますけれども、今回につきましては年度末の最後の補正予算に全施設で1,200万程度なのですけれども、減額補正させていただいたということになります。安定していないというのがまず原因でございます。過去には、高いときは100円超えのときもありました。

以上でございます。

○議 長 関連で、6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 本当におっしゃるとおりなのです。一回下げるとなかなか上げることは難しいです。ただ、1点だけ、福祉灯油は少しもめたわけではないのですけれども、いろいろ議論が出たところであります。何が言いたいかということは、タイミングと上げ方のバランスがちゃんととれていれば説明というのはそれなりにつくのかなと思いますけれども、福祉灯油をしないという決断、それはやっぱり上がらないという前提だと思うのです。だから、こういうようなところをやはりもう少し注意深くやっていただかなければならない。

それと、さっき使用料について何か説明がなかったのですけれども、やはり例えば給食費なんかはかなり下がっているということも含めて、もう明らかに歳入見込めないものもあるのではないかとということも含めて、その査定する時期とかというものについてお聞きしたところでございます。歳入の説明ちょっと聞いていませんので、お願いいたします。

○議 長 吉本総務課長、簡潔に。燃料だけでよかったので。

○総務課長 使用料につきましても、12月の段階で判断を下せるかどうかはちょっと悩ましいところではあると思います。この3月の補正も2月の中旬ぐらいには各課で積算しますので、この時期にならざるを得ないのかなとは思っています。

以上でございます。

○議 長 歳入は。ちょっと待って。村瀬議員から歳入も含めての質問が出ていると思う、歳出だけでなく。歳入というか、執行についての。もう燃料だけ、給食だけではないと思うのですけれども、見方が甘いのではないかという質問だと思うのです。

(何事か声あり)

○議 長 いやいや、僕が、議長が言うわけですから。
ちょっと休憩します。

午後 2時43分 休憩

午後 2時48分 再開

○議 長 それでは、会議を再開をいたします。

森副村長。

○副 村 長 歳入歳出の補正について、もっと早い時期にできないかというお話だと思うのですけれども、12月に出すとすれば10月の中ぐらいからか、11月ぐらいである程度補正予算の内容も決めていかなければならないということもありまして、残り4カ月ほど実際の事業が3月まで継続されとなれば、その時点でそれを把握して歳入歳出の補正について出していくというのは非常に厳しいのかなというふうに私は思っております。どうしてもそういうことになりますと、3月の補正にならざるを得ないのかなというふうには考えております。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 関連質問なのですけれども、13ページ、目2民生使用料の説明欄、福祉の里総合センター給食部門利用料499万5,000円なのですけれども、これ当初1,596万6,000円ついていて、31.2%まず下がった、この減額の内容、利用者が減ったにしても金額が大分減ったと思うのですけれども、この辺ちょっと補足内容説明お願いいたします。

○議 長 関連はございますよね。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 福祉の里給食センター部門利用料なのですが、当初入院の分が13名という形で計上しておりました。しかし、実際のところ入院患者の減少により8床という形で展開してきまして、食数として1万4,040食が5,753食まで減ったということで、今回大きな減額要因となっております。

以上です。

○議 長 ほかが質疑ありませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第34号 平成27年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第4 議案第35号

○議長 長 日程第4、議案第35号 平成27年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第35号 平成27年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件であります。

まず、第1条ですが、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ349万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億747万5,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ833万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,006万7,000円とするものであります。

内容の説明ですが、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。12ページをごらんください。款1の総務費におきまして32万4,000円を減額し、補正後予算額362万2,000円とするものです。

減額の主なものといたしまして、項1総務管理費、目1一般管理費で11万7,000円の減額です。内容につきましては、執行残による減額です。

目2連合会負担金で1万2,000円を減額するものです。節19負担金補助及び交付金は、国民健康保険団体連合会への負担金金額確定による執行残による減額であります。

続いて、項2徴税費、目1賦課徴収費は9万9,000円の減額で、節19負担金補助及び交付金は十勝市町村税滞納整理機構に係る件数割の減少によるものであります。

13ページをお開きください。項3運営協議会費、目1運営協議会費は、国民健康保険運営協議会運営経費で執行残の減額であります。

款2保険給付費を1,960万2,000円減額し、補正後予算額を2億7,445万5,000円とするものであります。

項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費で714万5,000円、目2退職被保険者等療養給付費で294万4,000円、目3一般被保険者療養費で79万8,000円、目4退職被保険者等療養

費で19万4,000円、続いて14ページ目ですが、目5 審査支払手数料で10万円といずれも減額とするものであります。減額する内容でございますが、医療費などの支出見込みにより減額するものであります。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費につきまして758万1,000円を減額するものであります。1件当たり的高額医療費が見込みより少なかったことによる減額であります。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金につきまして84万円減額するものであります。説明ですが、出生数が当初見込みより減少したことによる減額であります。

款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金は、230万円を減額し、補正後予算額を1億6,182万2,000円とするものであります。

15ページをごらんください。目1 高額医療費共同事業拠出金は、41万8,000円の減額です。拠出割合が下がったための減額となります。

目2 保険財政強安定化事業拠出金は、188万2,000円の減額です。同じく拠出割合が下がったことによる減額であります。

款8 保健事業費は、52万3,000円を減額し、補正後予算額を416万1,000円とするものであります。

項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費は、42万8,000円を執行残により減額するものであります。

続いて、16ページをごらんください。目2 疾病予防費は、9万5,000円の減額です。内容ですが、節19負担金補助及び交付金において予防接種人数の減少により減額するものであります。

款10諸支出金は、2,623万4,000円を減額し、補正後予算額を4,998万2,000円とするものであります。

項2 繰出金、目1 直営診療施設勘定繰出金は、2,623万4,000円を増額するものですが、国から交付される財政調整交付金につきまして僻地診療所分の算定基準の見直しが行われたことから、増額分につきまして診療施設勘定へ繰り出すものでございます。

続いて、歳入のほうに移ります。歳入をご説明をいたします。8ページをごらんください。款2 国庫支出金は、850万円を増額し、補正後予算額を1億3,085万5,000円とするものでございます。

項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金は、1,818万8,000円の減額です。内容ですが、保険給付費の減少に伴い減額するものであります。

目2 高額医療費共同事業負担金は、10万4,000円の減額です。歳出の高額医療費共同事業拠出金が減少したことによる減でございます。

目3 特定健康診査等負担金は15万3,000円の減額で、歳出の特定健康診査等事業費の減少によるものであります。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金は2,694万5,000円を増額で、歳出でご説明申し上げ

げましたが、主に僻地診療所にかかわる算定基準の見直しによるものであります。

款3療養給付費等交付金は、54万2,000円を減額し、補正後予算額を640万1,000円とするものであります。

項1療養給付費等交付金、9ページをごらんください。目1療養給付費等交付金、同額の減額というふうになります。退職被保険者療養給付費及び療養費の減少によるものであります。

款5道支出金は、727万9,000円を増額し、補正後予算額を3,855万円とするものです。

項1道負担金、目1高額医療費共同事業負担金10万4,000円の減額です。

目2特定健康診査等負担金は、15万3,000円を減額するものであります。

項2道補助金、目1道財政調整交付金753万6,000円を増額です。説明欄にあります普通調整交付金887万8,000円の減額は、当初見込みより医療給付費が減少したことによるものであります。特別調整交付金1,641万4,000円は、医療費適正化への取り組み成績などにより交付されることとなったものであります。

款6共同事業交付金は、1,079万8,000円を減額し、補正後予算額を1億4,505万3,000円とするものでございます。

続いて、10ページをごらんください。項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金は、259万円減額するものですが、高額医療費の減少によるものであります。

目2保険財政共同安定化事業交付金820万8,000円の減額で、1件当たり8万円までの医療費が減少したことによるものであります。

款7財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金につきまして6,000円追加するものであります。

款8繰入金は、154万円を減額し、補正後予算額を6,464万5,000円とするものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で154万円を減額するものであります。説明でございしますが、節2出産育児一時金等繰入金は出生数の減少により56万円を減額し、節3財政安定化支援事業繰入金51万3,000円の減額は普通交付税で措置されている額が減少したことにより減額するものであります。節4その他一般会計繰入金46万7,000円の減額です。説明欄、福祉医療無料化波及分を16万6,000円分減額するものであります。11ページをお開きください。特定健康診査等事業分30万1,000円の減額で、特定健康診査等事業費の減少によるものであります。

款10諸収入、項2雑入、目1雑入は、58万6,000円を増額するものであります。説明欄ですが、雑入は第三者求償行為損害賠償金で77万5,000円の追加、特定健康診査受診料は受診者数の減少により18万9,000円減額するものであります。

続いて、診療施設勘定の説明をさせていただきます。歳出から説明をさせていただきます。24ページをお開きください。款1総務費は、525万5,000円を減額し、補正後予算額2億3,326万6,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費は、523万4,000円を減額するものです。内容でござい

ますが、説明欄（１）、診療施設維持管理経費は259万9,000円の減額で、主なものとしたしましては、節11需用費は重油価格の値下がりにより燃料費を198万3,000円の減、節13委託料で清掃業務委託料54万6,000円は執行残によるものであります。説明欄（２）、総務管理経費は164万9,000円の減額で、職員の異動等に伴うものであります。説明欄（３）、総務一般事務経費は、79万1,000円の減額であります。続いて、25ページをお開きください。主なものは、節13委託料、医療業務委託料で68万5,000円の減額で、他の医療機関への診療支援の実施に伴う減であります。また、節18備品購入費では、受付用発券機の故障による更新のために20万円を追加いたしました。

26ページをごらんください。款２医業費につきましては、402万8,000円を減額し、補正後予算額3,243万1,000円とするものであります。

内訳は、項１医業費、目１医療用消耗器材費で26万4,000円の減であります。

目２医薬品衛生材料費では、主にインフルエンザワクチン単価の上昇などにより71万6,000円を追加しております。

目３医療委託費では、主に検査委託費の増により24万2,000円を追加するものであります。

27ページをお開きください。目４寝具費では、寝具、病衣借り上げ料43万6,000円を減。

目５医療用機械器具費については、執行残により９万3,000円の減となります。

項２給食費は、419万3,000円を減額し、補正後予算額299万2,000円でございます。

続いて、28ページをごらんください。款３公債費につきましては、95万3,000円を追加し、補正後予算額8,427万円とするものであります。内訳は、元金が88万6,000円、利子が6万7,000円、それぞれ追加するものであります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。20ページをお開きください。款１診療収入は、2,016万4,000円を減額し、補正後予算額１億5,455万8,000円とするものであります。

項１入院収入は、2,449万8,000円を減額し、3,057万7,000円とするものです。入院患者数の減少による減でございます。

項２外来収入は、376万1,000円を追加し、１億1,058万1,000円とするものであります。

続いて、21ページをお開きください。目３後期高齢者診療報酬収入で665万円増額しておりますが、後期高齢者の患者数の増加及び訪問診療患者数の増加が主な要因であります。

項３その他の診療収入は、57万3,000円を追加し、1,340万円とするものであります。内訳は、各種診断料において今年度から中札内村の障害者支援施設の入居者健康管理業務を受託したことにより、71万8,000円増加したのが主な要因であります

款２使用料及び手数料は、19万1,000円を追加し、補正後予算額166万5,000円とするものであります。これは、自動車使用料及び各種診断書料の増によるものであります。

続いて、22ページをごらんください。款４繰入金は、2,630万9,000円を追加し、補正後予算額１億6,837万8,000円とするものであります。

項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金は、7万5,000円の追加であります。内訳は、財

源補填分は87万8,000円減額し、公債費分は95万3,000円増額するものであります。

項2事業勘定繰入金、目1事業勘定繰入金の僻地診療所分の特別調整交付金は2,623万4,000円の増で、交付金の算定基準の改定に伴い増額するものであります。

款6諸収入、項1雑入は、56万6,000円を減額し、補正後予算額87万9,000円とするものであります。続いて、23ページをお開きください。説明欄ですが、主に自費衛生材料等収入の減でございます。

款7村債は1,410万円、これを減額し、補正後予算額2,400万円とするものであります。内訳は、生体情報モニターの購入額の確定により10万円の減、医療業務委託事業分の割り当ての変更により1,400万円の減であります。

続きまして、第2表の地方債の補正についてご説明申し上げます。5ページ目をお開きください。起債の目的、過疎対策事業債ですが、限度額3,810万円から1,410万円を減額し、補正後2,400万円とするものでございます。

以上、提案説明を申し上げ、ご審議のほうよろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 8ページになります。国庫支出金のほうの財政調整交付金についてなのですが、特別調整交付金が増額となり、僻地診療所に充てられるというようなことで、たしか26年度決算時も変わって増額された。そしてまた、今回も変更になって変わったということなのですが、これ来年度以降はどのような状況になりますでしょうか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 8ページの財政調整交付金ですが、来年度も算定基礎は変わる予定ではございません。診療所の稼働日数、病床の稼働日数によって算定されることになるもので、それについて変更するという情報は今のところございませんので、ほぼ同じような金額で28年度は計上させていただいております。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 これも一般会計と同じようなことになりますけれども、歳入歳出ともどもこの時期かなり大きく増減あるのかなと思います。この時期について少し詳しく聞きたいところなのですが、もし3月でなければできないということがありましたら説明お願いいたします。

○議長 長 佐藤診療所事務長。

○診療所事務長 診療施設勘定の部分ということでのご質問ということだと思いますが、診療所の経営的な部分ということで予算計上しているところでございます。その中で入院患者あるいは外来の部分で大きな変動が予想される、あるいは数字が確定した場合予算補正可能であれば3月の前にしていきたいなというふうに考えておりまして、今ご質問の部

分につきましてはご指摘のとおりかなと思います。また、未確定な部分はやはり3月までずれ込むというようなことでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 11ページの雑入の部分で、説明欄に77万5,000円とあります。たしか補償とか賠償、何か聞いたのですけれども、ちょっとよくわからなかったので、その説明をお願いいたします。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 この雑入については、第三者求償行為の賠償金ということでございます。第三者求償行為というのは、例えば交通事故ですと本来損害保険会社がその額を、この部分は交通事故なのですから、交通事故は本来医療保険は使わないで損害保険のほうに病院が請求するという形になっておりますけれども、この場合、国保の保険証を使って国民健康保険側から一回出ます。診療費は出します。その分を保険会社のほうに請求することにより、こちらのほうの雑入という形で受けるという処理になりますので、今回補正させてさせていただいています。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第35号 平成27年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第5 議案第36号

○議長 長 次に、日程第5、議案第36号 平成27年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第36号 平成27年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2

号) の件であります。

第1条でありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,607万1,000円とするものであります。

内容の説明でありますが、歳出からご説明申し上げます。6ページをごらんください。款1総務費は、15万6,000円を減額いたしまして、補正後予算額を53万8,000円にするものであります。

内訳でありますが、項1総務管理費、目1一般管理費は7万5,000円の減額で、説明欄(1)、総務一般事務経費、節9旅費5万5,000円、節11需用費2万円、いずれも執行残の減額であります。

その下、項2徴収費、目1賦課徴収費は7万円の減額で、説明欄(1)、賦課徴収事務経費は節9旅費6万円、節11需用費1万円、いずれも執行見込みがないことから減額するものであります。

目2滞納処分費は1万1,000円の減額で、説明欄(1)、滞納処分事務経費で節9旅費8,000円、節11需用費3,000円、いずれも執行見込みがないことから減額するものであります。

続いて、7ページをごらんください。款2後期高齢者医療広域連合納付金は、40万9,000円を追加し、補正後予算額を5,428万3,000円とするものであります。説明欄(1)、後期高齢者医療広域連合納付金、節19負担金補助及び交付金の追加ですが、内訳につきまして後期高齢者医療広域連合に対する療養給付費負担金は45万円を追加し、事務費負担金を3万1,000円減額するものであり、差し引き40万9,000円を納付金金額確定に伴い追加するものであります。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。5ページをごらんください。款1後期高齢者医療保険料は45万円の追加で、補正後予算額を4,341万8,000円とするものであります。

項1後期高齢者保険料、目1特別徴収保険料は6万7,000円の減額、目2普通徴収保険料51万7,000円の追加で、いずれも保険料額の確定により補正させていただくものであります。

款2繰入金は、19万7,000円を減額し、補正後予算額を1,226万1,000円とするものであります。説明ですが、歳出の事務費の減額に伴い繰入金額を減額するものであります。

以上、提案説明を申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成27年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第6 議案第37号

○議 長 日程第6、議案第37号 平成27年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第37号 平成27年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ920万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,125万5,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162万4,000円とするものであります。

内容の説明であります。事業勘定の歳出から説明申し上げます。11ページをごらんください。款1の総務費は、48万8,000円を減額し、補正後予算額を417万5,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費で12万9,000円の減額です。これは、説明欄(1)、総務一般事務経費で、節9旅費で8万9,000円、節11需用費の消耗品費で4万円をそれぞれ減額するものであり、執行残額を減額するものであります。

項3介護認定審査会費35万9,000円の減額です。

目1認定調査費7万5,000円の減額で、説明欄(1)、認定調査等経費において節12役務費の主治医意見書取り扱い手数料、取り扱い件数増により増加し、節13委託料で訪問調査委託料の調査件数の減少により15万円を減額するものであります。

目2認定調査会共同設置負担金28万4,000円の減額で、説明欄(1)、認定審査会共同設置負担金で南十勝介護認定審査会の負担金額の確定による減額であります。

続いて、12ページをごらんください。款2保険給付費は799万4,000円を減額するもので、補正後予算額を2億7,158万6,000円とするものであります。

項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費は、178万1,000円の追加です。説明欄(1)、介護サービス等諸費、節19負担金補助及び交付金で法定居宅サービス給付費は602万6,000円の減額で、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護の利用者の減によるものであります。居宅介護支援給付費の91万2,000円の減額も利用者の減によるものであります。法定施

設サービス給付費の361万1,000円の増額は老健入所者の増によるもので、地域密着型居宅介護サービス給付費の118万3,000円の追加はコムの里さらべつの小規模多機能居宅介護サービス利用者の増、地域密着型施設介護サービス給付費の428万8,000円の追加は入居者の介護度の変更による増加であります。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等諸費1,058万円の減額であります。説明欄(1)、介護予防サービス等事業で節19負担金補助及び交付金で居宅介護予防サービス給付費は679万6,000円の減額で、訪問介護、通所介護等の人数の減によるもの、地域密着型介護予防サービス給付費は349万9,000円の減額で、サービス対象者の減によるものであります。

続いて、13ページをごらんください。項3高額介護サービス費、目1高額介護サービス費は58万7,000円の追加で、月当たり的高額介護サービス給付費が増加したためであります。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費は21万8,000円の追加で、月当たりの給付費が増加したためであります。

款3地域支援事業費は、78万円を減額し、補正後予算額を1,063万5,000円とするものであります。

項1介護予防事業費、目1介護予防二次予防事業費は14万5,000円の減額で、説明欄(1)、介護予防二次予防事業の節13委託料の機能訓練委託料、利用者送迎委託料とともに利用回数の減少により減額したものであります。

目2介護予防一次予防事業費は5万2,000円の減額で、説明欄(1)、介護予防一次予防事業の節8報償費で2万円の減額は、運動教室インストラクターの謝礼で回数が減少したことによるものであります。続いて、14ページをお開きください。節11需用費の消耗品費は執行残額の減額です。

項2包括的支援事業・任意事業は、58万3,000円の減額です。目1包括的支援事業費は5万8,000円の減額で、説明欄(1)、包括的支援事業の節19負担金補助及び交付金で社会福祉協議会負担金の5万8,000円の減額は、包括支援センターに派遣されている社会福祉士の時間外手当の減額によるものであります。

目2任意事業費は52万5,000円の減額で、説明欄(1)、家族介護支援事業で10万2,000円の減額は、節20扶助費で家族介護慰労金は支給月数の減により3万円、家族介護用品支給費は利用実績がなかったため7万2,000円を減額するものであります。説明欄(2)、その他任意事業は42万3,000円の減額で、節12役務費、節19負担金補助及び交付金とともに成年後見人の制度の利用者がいないため減額しましたが、成年後見人等報酬費用助成金のみ1月分の予算を留保しているところであります。

款4基金積立金は、5万9,000円を追加し、補正後の予算額を13万7,000円とするものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。7ページをごらんください。款1介護保険料は、148万9,000円を増額し、補正後予算額を5,071万8,000円とするものであります。

保険料の確定により追加するものであります。

款 2 使用料及び手数料は、3 万 6,000 円を追加し、補正後予算額を 15 万 8,000 円とするものです。シルバーハウジングへの生活援助員派遣手数料の追加、入居者の変更及び入居者の所得階層の変更により追加したものであります。

款 3 国庫支出金は、392 万 4,000 円を追加し、補正後予算額を 7,488 万 5,000 円とするものであります。

項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金は、166 万 4,000 円の減額です。在宅分にかかわる介護給付費の減少によるものであります。

続いて、8 ページをお開きください。項 2 国庫補助金は、558 万 8,000 円の追加です。

目 1 調整交付金は 574 万 2,000 円の追加で、条件不利地域の割り増しが増加したことによるものであります。

目 2 地域支援事業交付金（介護予防事業）は 6 万 9,000 円の減額で、歳出の介護予防事業費の減少によるものであります。

目 3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では 8 万 5,000 円の減額で、歳出の包括的支援事業・任意事業費の減少によるものであります。

款 4 支払基金交付金は、770 万 6,000 円を減額し、補正後予算額を 7,393 万 6,000 円とするものであります。

項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金 768 万 7,000 円の減額で、歳出の保険給付費の減少によるものであります。

目 2 地域支援事業交付金は 1 万 9,000 円の減額で、歳出の地域支援事業費の減少によるものであります。

款 5 道支出金は、170 万 3,000 円を減額し、補正後予算額を 3,641 万円とするものであります。

項 1 道負担金、9 ページをごらんください。目 1 介護給付費負担金は、162 万 5,000 円の減額です。歳出の保険給付費の減少によるものであります。

項 2 道補助金、目 1 地域支援事業交付金（介護予防事業）は 3 万 5,000 円の減額で、歳出の介護予防事業費の減少によるものであります。

目 2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は 4 万 3,000 円の減額で、歳出の包括的支援事業・任意事業費の減少によるものであります。

款 7 繰入金は、531 万 9,000 円を減額し、補正後予算額を 5,096 万 3,000 円とするものであります。

項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金は 99 万 9,000 円の減額で、歳出の款 2 保険給付費の減少により村の負担分が減少したものであります。

目 2 地域支援事業繰入金（介護予防事業）3 万 5,000 円の減額、目 3 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）4 万 3,000 円の減額で、歳出の地域支援事業費の減少により村の負担分も減少したためであります。

目 4 低所得者保険料軽減繰入金は、3 万 2, 000 円の増額です。当初見込みより軽減対象がふえたことにより、繰入額が増加するものであります。

続きまして、10 ページをお開きください。目 5 その他一般会計繰入金は 156 万 3, 000 円の減額、節 1 事務費繰入金は 48 万 8, 000 円の減額、節 2 その他一般会計繰入金は 107 万 5, 000 円の減額としております。

項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金は 331 万 5, 000 円の減額で、介護給付費や地域支援事業費の減少したことに伴い減額するものであります。

項 3 他会計繰入金、目 1 介護保険サービス事業勘定繰入金は、追加の項目で事業勘定で行う地域支援事業に要する経費の財源としてサービス事業勘定から財源を繰り入れるものであります。

款 9 諸収入は、7 万 6, 000 円を追加し、補正後予算額を 40 万 5, 000 円とするものであります。介護予防事業への参加料の参加数の実績を勘案し、追加するものであります。

続きまして、介護保険事業特別会計サービス事業勘定について説明申し上げます。歳出から説明申し上げます。19 ページをお開きください。款 1 サービス事業費は、47 万円を減額し、補正後予算額を 102 万円とするものであります。

項 1 居宅支援サービス事業費、目 1 居宅支援サービス事業費は、13 万 4, 000 円の減額です。説明ですが、(1)、包括的支援等事業における節 9 旅費 5 万円、節 11 需用費 8 万 4, 000 円をそれぞれ執行残として減額するものであります。

目 2 新予防計画策定事業費 33 万 6, 000 円の減額です。新予防計画策定委託料の件数の減少によるものであります。

款 2 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 介護保険事業勘定繰出金は、科目の新設で事業勘定において行う地域支援事業に要する経費の財源とするため 60 万 4, 000 円を繰出金として追加するものであります。

次に、歳入の説明をいたします。18 ページをごらんください。款 1 サービス収入は、7 万 2, 000 円を追加し、補正後予算額を 156 万円とするものであります。新予防計画策定件数の増加及び介護報酬改定によるものであります。

款 2 繰越金は、6 万 2, 000 円を追加し、補正後予算額を 6 万 3, 000 円とするものであります。

以上、提案説明を申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第37号 平成27年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件
を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第7 議案第38号

○議 長 日程第7、議案第38号 平成27年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第38号 平成27年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の
件であります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,786万4,000円とするものであります。

内容の説明でございますが、7ページをお開きください。歳出からです。款1水道経営
費、項1水道経営費、目1水道管理費につきましては、3万円の増額です。説明ですが、
（1）、水道施設維持管理経費の負担金補助及び交付金につきましては精算により10万
3,000円減額し、（2）、水道管理一般事務経費は執行残により12万5,000円を減額、（3）、
総務管理費は25万8,000円追加するものでございます。給料表改定に伴い、給料及び職員手
当等を増額し、支出見込みにより共済費を増額、職員退職手当組合負担金を減額するもの
でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。5ページをごらんください。款1分担金及び
負担金、項1負担金、目1水道費負担金でございますが、給水工事の増に伴い11万1,000
円追加するものでございます。

次に、款2使用料及び手数料を25万5,000円追加し、3,379万5,000円とするものでござい
ます。

内訳ですが、項1使用料、目1水道使用料は22万円を水道使用料収入として追加するも
のであります。

その下であります。項2手数料、目1水道手数料は給水工事の増加により給水工事諸
手数料を3万5,000円追加するものであります。

続きまして、6ページをごらんください。款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会
計繰入金につきましては、一般会計から財源補填分を33万6,000円分減額するものでありま

す。

以上、提案説明申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第38号 平成27年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第8 議案第39号

○議長 長 日程第8、議案第39号 平成27年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第39号 平成27年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件であります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,560万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,617万9,000円とするものであります。

内容の説明でございますが、まず歳出からご説明申し上げます。8ページをごらんください。款1総務費でございますが、120万9,000円減額し、予算額を6,518万9,000円とするものでございます。

内訳につきまして項1総務管理費、目1一般管理費は、36万7,000円を減額するものでございます。説明でございますが、節3職員手当等は手当の改定に伴い、勤勉手当は3万5,000円追加いたしますが、時間外勤務手当を35万円、徴収手当を3,000円減額し、合計で31万8,000円を減額するものであります。その下に参りまして、節9旅費2万3,000円、節12役務費2万6,000円につきましては、支出見込みによりそれぞれ減額するものであります。

項2施設管理費、目1下水道施設管理費につきましては、53万8,000円を減額するもので

ございます。説明でございますが、(1)、下水道施設管理経費の旅費 1 万 8,000 円、需用費 20 万円は、それぞれ支出見込みにより減額するものでございます。続いて、9 ページをらんください。節 12 役務費 29 万円、節 13 委託料 3 万円につきましては、それぞれ実績及び支出見込みにより減額するものであります。

款 1 総務費、項 2 施設管理費、目 3 個別排水施設管理費につきまして、役務費、委託料につきまして執行残として 30 万 4,000 円を減額するものであります。

その下に参りまして、款 2 事業費につきましては 1,474 万 7,000 円を減額し、予算額を 2,673 万 1,000 円とするものであります。

項 1 下水道整備費、目 1 下水道建設費につきましては、44 万 8,000 円減額するものです。説明欄でございますが、(1)、下水道施設整備事業につきまして支出見込みにより 44 万 8,000 円減額するものであります。

10 ページ目でございます。項 2 農業集落排水施設整備費、目 1 農業集落排水施設建設費につきましては、公共ます設置工事費の実績がありませんでしたので、工事請負費の全額 30 万円を減額するものであります。

その下、項 3 個別排水処理施設整備費、目 1 個別排水処理施設整備費を 1,399 万 9,000 円減額するものであります。説明でございますが、節 13 委託料は、個別排水処理施設実施設計委託料 51 万 2,000 円、節 15 工事請負費 1,348 万 7,000 円、それぞれ減額するものでございますが、個別排水処理施設工事につきまして当初 15 基分を予算計上しておりましたが、実績が 10 基となりましたので、5 基分を執行残で減額するものでございます。

款 3 公債費、項 1 公債費、目 1 元金につきまして 41 万 1,000 円増額するものであります。説明でございますけれども、平成 26 年度に行いました更別浄化センターの電源装置監視設備にかかわる工事費の借入れにつきまして当初下水道事業債として 25 年償還にて借入れする予定でおりましたけれども、附帯設備に当たるとのことから、償還年数が 10 年となりましたので、償還年数短縮に伴い 41 万 1,000 円を増額するものでございます。

11 ページをお開きください。款 3 公債費、項 1 公債費、目 2 利子ですが、5 万 6,000 円減額するものであります。説明でございますけれども、先ほどご説明申し上げました元金の償還年数短縮により利子が低利となりましたことから、5 万 6,000 円を減額するものであります。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。6 ページをお開きください。款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 下水道使用料は、実績見込みにより 43 万円減額するものであります。

その下に参りまして、目 2 農業集落排水施設使用料につきましては、実績見込みにより 20 万 7,000 円減額するものであります。

目 3 個別排水処理施設使用料につきまして、実績見込みにより 29 万 1,000 円減額するものでございます。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきまして、歳出の減に伴いま

して一般会計から財源補填分を397万3,000円減額するものでございます。

7ページをお開きください。款7村債、項1村債、目1下水道事業債700万円の減額、目2過疎対策事業債370万円の減額につきましては、歳出でご説明申し上げました個別排水処理施設工事が15基から10基に減ったことにより事業費減に伴い村債をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、第2表の地方債の補正について説明申し上げます。3ページをお開きください。起債の目的、下水道事業債につきましては、限度額1,620万円から700万円減額し、920万円とするものであります。過疎対策事業債につきましては、限度額870万円から370万円減額し、500万円に変更するものであります。

以上、提案説明申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第39号 平成27年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎会議時間の延長

○議長 長 本日の会議時間は、議事の都合によって延長をします。

この際、午後6時まで休憩といたします。

午後 3時52分 休憩

午後 6時00分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 村政に関する一般質問

○議 長 日程第9、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

1 番、安村さん。

○1 番安村議員 議長の許可をいただき、通告に基づき質問をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、午前中にもございましたけれども、先ほど黙祷をささげさせていただきました。友好姉妹都市、東松島市を含め、東日本大震災から5年が経過いたしました。改めて被災に遭われた多くの方々にお見舞い並びにご冥福を祈りたいというふうに思います。

それでは、質問に移らせていただきます。旧南部農業開発事業所跡地の利用についてのご質問をさせていただきます。以下、長くなりますので、旧農業開発事務所と申し上げさせていただきますと思います。このことにつきましては、既に各議員からの一般質問も重ねられ、さらには総務厚生常任委員会による調査報告もなされている中で、更別村の市街地活性化対策、拠点づくりの一環並びに協働のまちづくりの観点から、とても重要な位置づけとなっているものであり、かつ今回の村長の28年度の行政執行方針案にも一項目として入っているわけでございますけれども、残念ながら28年度の予算措置の中には何ひとつ盛り込まれていないということでございます。しかるに、今後どのような取り組みをもって進めるのか、行政として今どのような戦略を持って考えているのか、ある意味では私はあくまでも私という意味の私案も加えさせていただきながら、早期実現に向けて計画立案されるべきと考えておりますので、以後ご質問に対し明確で発展的なご回答を期待したいというふうに思っております。

まず、本年につきましては、前段で申し上げましたとおり新執行体制、いわゆる行政執行体制以後議員の一般質問、第2回並びに第4回の定例会で一般質問されており、加えて昨年10月の27日に総務厚生常任委員会において旧農業開発公社事務所跡地の利活用に関する報告書を提出させていただいているわけです。それらの対応につきまして、今現在に至る中で庁内の課長会議等を含め、内部協議あるいは検討している経過があるのか、まず1点目として回答をいただきたいというふうに思います。

また次に、旧農業開発公社跡地の施設等の再利用に当たっては、既に25年6月取得から居抜き状態が3年と続く形になってございます。皆さんもご存じのとおり、旧開発公社につきましては夏場現地に住所というか、居住を構え、冬場は本部のほうに引き揚げるという変則的な事務所開設が繰り返されておりまして、決してあそこですと施設を利用したという経過にございません。おおむね11月からですから、4カ月以上があそこ空白になっているという実態も含めて、それらを加えてここ取得後3年間の経過をしているということを経験しますと、当然内部の老朽化、あるいはそれらにまつわる環境の悪化も発生しているわけでございます。そのような中で早急なる利活用方針の樹立が望まれるわけでありまして、取得時における経緯、検討経過は経過として、現実を鑑みると、立地条件は国道並びに高規格道路からのアクセスのよさ、あるいは今般開設しました大型遊具施設等やは

り更別村の情報発信拠点基地として絶好な位置づけにあるというふうに判断するものでございます。そのような好条件からも、今まさに具体的施策を持って計画立案されるべきがベストであり、ただらと計画の繰り延べは許されるものではないという判断をしているところでございます。

考えられる案は、多分盛りだくさんあると思います。私のこの発想の中でも、例えば更別村の入り口アクセスとして、やはり入り口の窓口としての観光のPR案内、総合窓口だとか、観光協会の活動の拠点基地だとか、いわゆる特産品の開発、PR、あるいは特産品の販売体制の確立、これは更別農業高等学校の加工部会を含むという形でご理解いただければというものです。まして今3名の地域おこし隊、村おこし協力隊員がいらっしゃって、さまざまなイベントを仕掛けようということで頑張っているところでございます。それらを含めた中で、やはり今の拠点基地で幅広い取り組みが可能ではないかなというふうに判断しているところでございます。それらを参考にした中で、計画のあり方について考えをまとめることができないのかどうか。私は、ここで村長のリーダーシップが発揮されなければ、この事業進まないというふうに感じてございます。村長が考える利用方針について、率直なご意見を示していただければありがたいというふうに考えてございます。

さらに提案をさせていただくならば、更別村の先ほど申し上げました情報発信拠点基地として、やはり複合施設の充実を図ることも一つの手法ではないかということでございます。村内には、少なからず労働環境整備面から障害者就労支援あるいは高齢者雇用促進等、さまざまな面でまだまだ取り組まなければならない部分があると思います。それらを主眼とした物販なり製造なり、あるいはそういう拡大した部分の着眼点を持って雇用だとか就労の場を実現していくことも、あるいは具現化していくこともやはり非常に大切な行政の務めではないかというふうに感じているところでございます。更別村創生総合戦略の一環として、しつこいようですけれども、雇用、就労の場を実現するためにも、旧開発事務所跡地の利用と、加えてやはり人の流れの一元化を図るという意味からも、大変申しわけない言い方になるかもしれませんが、現といいますか、勤労者会館の利活用も含めて再整備が図れないか、あるいはそれに基づいて一連の流れの中で充実性を持たせることができないのか、そういうことをまず考えているわけでございまして、それらを加えた中の計画立案が素案として、青写真としてできないかお伺いさせていただきたいと思います。

加えて前段で種々申し上げましたけれども、やはり率直な話、今更別道の駅の運営に関する部分、大変苦労していると思います。これだけ道路面が変更されてきて、集客率がかなり悪くなってきている中で、あの中で一生懸命頑張っている社長を見ると非常に涙ぐましいものがございますけれども、やっぱりそれらを含めて総体的に更別村のPRという意味からすると、それらも含めた再構築というものもこれは必要性があるのではないかなというふうに思っているところでございます。いずれにしても、これらの更別村にある機能も含めて分散されている部分をやはりここでこの拠点基地として一元化を図りながら進めるということが最もベストであるというふうに私自身は感じているところでございます。い

ずれにせよ、この案件がまだ延々と続くということではなくて、この1年間である程度やはり28年度の中で基本方針の樹立、あるいは提案を含めて青写真がつかれるような形で考えていただきたいという提案をいたしたいと思います。村長の考えを含めて、やはりこの勤労者会館を含めた就労対策、道の駅の機能も含めた、再構築も含めた対応という形で、もっと包括的な一元化を図るという提案を含めてご質問させていただきたいと思いますので、それらについて村長の所見をお伺いさせていただきたいと思います。

なぜといいますと、しつこいようですけれども、今皆さんご存じのように高規格道路、豊似まで決まりました。早期着工に向けて今進んでおります。では、近隣の中札内はといいますと、やはり隣を見てという部分はありますけれども、今道の駅の集客力全道一といいますか、それだけの集客力を持っています。にもかかわらず、新年度から観光の窓口、総合窓口ということで、今道の駅の豆資料館に移そうということである程度進んでございます。そういう道路網も含めて人の動きが変わっている中で、的確に、迅速に対応しているという部分を我々はこの機を逃してそのままずるずると行ってしまうと、やはり人の流れも変わってしまう、人の集客力も低下するということもございますので、それら複合的な部分の質問になってしまいましたけれども、それらについても村長の率直なご意見をお伺いさせていただきたいというふうに思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員の旧農業開発事務所跡地と周辺施設を含めた整備利用の計画の早期樹立について質問にお答えしたいというふうに思います。

跡地というふうに申させていただきますけれども、この問題については今議員からご指摘がありましたように各議会において議員の皆さんから質問を受けております。そのたびに私としても発言をしております。私は一番重く受けとめているのは、第4回の定例会ですか、12月に総務厚生常任委員会所管事務調査報告書の中で、平成25年6月に取得した旧帯広開発建設部十勝南部農業開発事業所用地並びに施設において、利用目的を持って取得したが、昨年の調査報告にもかかわらず、具体的施策が講じられず、塗装の劣化、樹木等の管理不行き届き、施設内部等の劣化が著しいと判断されるため、総合的な更別市街地活性化対策の観点から、もう早急に具体的な利活用方針が示されるべきであり、現状での放置は許されるべきではないとの報告書がありました。私は、このことを強く、重く受けとめております。安村議員がおっしゃったように、今人の流れとか、大型遊具とか、いろんな部分がありますけれども、これは大きなチャンスであり、人の流れができて以上、その部分に跡地の部分についての開発について、やっぱりきちんと利活用について示しをできない私のリーダーシップのなさが非常に問題であるというふうに強く反省をしております。これは、率直に申し上げます。せっかくのそういうような状況の中で、やはり活用をしっかりとしていかなければなりませんし、今議員がおっしゃったように青写真を提起していかなければならないというふうに自分の中では感じております。それをやはりちょっと遅まきになりますけれども、リーダーシップをとってしっかりと提示をし、住民、

村民の皆さんのニーズを聞きながら、またご要望を聞きながら解決をしていきたいというふうに考えております。

1 点目の検討状況でありますけれども、今申し上げたとおり庁舎内で何らかの組織を立ち上げて協議をしているという状況ではございません。これは、率直に反省申し上げます。今調査中ということで、更別農業高校と連携した特産品開発調査というようなことで近々結果が出るというふうに思いますが、その部分も待ちながらというようなことで考えておりました。私の答弁も振り返ってみまして、その都度、その都度いろんな利活用の仕方についてご提案を申し上げますけれども、いまだこの農業高校も含めて具体的な形で体制がとれていないということであります。農業高校との連携した特産品開発というような部分の調査結果を踏まえて、関係機関と協議を行い、開発事務所跡地の整備について本当に前向きに検討していきたいというふうに考えております。12月議会の一般質問でお答えしております。この土地は、本当に南1線に接する交通量の多い、しかも市街地中心部に隣接する土地であります。私の公約でもあります村づくりの3原則である働ける村、あるいは訪れたいまち、働き続けたいまちというような、住み続けたいまちというところの施設設備、これを本当に基本にして考えていきたいというふうに思っています。

2 点目の観光案内、PRの拠点としての利活用ですけれども、土地の活用については本当にいろんな意味で考えていかなければいけないのかなというように思っています。私の3原則からいえば、働ける村に関しては農業、商工業の振興、あるいは雇用の機会の創設、あるいは議員のおっしゃる特産品の物販、特産品開発支援、あるいは地域おこし隊が今活躍をしていますけれども、活動拠点、そういうものに結びつくものも考えられると思います。また、訪れたい村では、やっぱり観光振興とか交通量、交流人口の増加ということですので、更別村の観光案内窓口、あるいは観光協会活動に結びつくもの、そういうものが考えられるのではないかなというように思っています。さらには、この分野の取り組みにおいては行政というよりも、私は何回もお話をしてきましたけれども、民間の経営的な考え方も必要なことから、採算とか、いろんな部分も含めまして、民間主導となる経営も視野に入れて進めていかなければならないというふうに考えています。

3 点目ですけれども、点在しているいろいろな村の拠点とか部分があるわけですが、これが複合的に対応できる施設整備を行うということで、機能充実を図ることが本来の姿であるというふうに考えています。そういった意味においては、勤労者会館も視野の一部に入ってくるわけですが、昭和42年建築の建物であり、老朽化しているところもありますから、再整備の利活用については現段階では本当に構想は持ち得ておりません。ただ、大型遊具とかm a ・ n a ・ c aとか、開発跡地の部分の人の動き、動線で結び、あるいは拠点を結ぶという点ではある程度その部分は視野に入れなければならないというふうなことは考えております。

もう一つ、道の駅の部分ですけれども、機能の移転ということですが、これもさきの一般質問において答弁されております。現行の道の駅の移転については、多額の負担

が伴うということもあってなかなか難しいというような答弁をさせていただいております。現行で利用増ということもありますし、振興策を考えていきながら、もう一方では今後の動向というのですか、人の流れとか立地条件、その他含めて、経営状態を含めて考えていく必要があるというふうに考えています。

また、身障者の就労支援、自立支援の活動の場についてもというようなお話もありました。現在市街地は、コムニの里において就労支援施設と事業所の誘致に取り組んでいるところでありまして、この辺において事業所の設置についてはそちらのほうが先行しているというような状況であります。そういうふうに考えています。

以上のような状況でありますけれども、議員のおっしゃられるように市街地の活性化対策並びに協働のまちづくりの理念からも連動した対策、そして昨年総合戦略を立ち上げましたが、地方創生にかかわる対策としても早急にしていかなければならないというふうに考えております。現在取り組み中の調査検討もこれも踏まえつつ、旧農業開発事務所の跡地の利活用について今年度中にプロジェクトチームを発足させ、内部協議を行います。これについては、庁舎内部にまずたたき台といいますか、そういうものを幾つか提案できるように、庁舎内にプロジェクトチームをつくっていきたいというふうに考えています。その部分で幾つかの案を提示をさせていただきまして、またこれを村民のコンセンサスといいますか、そういう集約の場を持ちまして、検討し、提案をしていきたい。来年度中になりますか、新年度中には皆様方にも、また村民の皆さんにもどういうふうな利活用を進めていくのかという具体的な提案を行っていききたいというふうに考えています。

以上、答弁といたします。

○議 長 安村さん。

○1 番安村議員 ご答弁ありがとうございます。ちょっとだらだらとした総括的な質問になってしまって答えづらい部分があったと思うのですが、その点はお許しいただきたいというふうに思います。

今のご回答いただいた中で私が気にしているのは、確かに村長の執行方針も含めてやはり旧開発跡地の利用については深く心配していただいているということは、これは理解しているところなのですが、ただ私が気になっているのは、あくまでも村長の部分で確かにわかる部分もあるのですが、民間の活用をという前段があるところがすごくひっかかっているのです。今どういう手法にしろ、何にしろ、この村づくりのためにどうするかという部分の発想は行政がしていかなければ、これ企業誘致だって何だってそうなのでしょうけれども、やはりそういう発想を示すことによってどうだいという部分を示してあげなければ、ただどうだい、どうだいというと、これは僕ははっきり言って前へ進まないというふうに判断をしているわけです。やはりどういうふうに利活用を図っていくのだという青写真、具体的な細かいものは別にしても、やっぱりそういう利活用方針を示すことによって手を挙げる業者も出てくる。民間業者もいるでしょうし、そういう部分での対策というのは、僕はやっぱり持つべきではないかなというふうに判断をしています。

れども、その点の補足説明があればお願いしたいというのとやはり今年度中に懸案でございました、ちょっと問題はあると思うのですけれども、庁舎内にプロジェクトチームをつくっていただけるということでございますので、少し前へ進むかなという判断をしております。されども今の庁舎内の中の本当の青写真のたたき台をつくるための討議でいいのか、村長が言っている住民参画のもとでどうするかという部分が前提にあるならば、やはりここはもっと幅広い中の、一気呵成に進めるのであれば住民参加型のプロジェクトをつくるというのも一つの案ではないかというふうに思っていますので、今庁舎内につくるというご回答をいただきましたので、その点の私のアドバイスについてどういうふうにご判断いただいているのかご説明いただければというふうに考えております。

また、就労者の関係ですけれども、私は大きなことを言っているわけではないです。今の障害者支援という形の中で、また村内にも細々とではないですけれども、一生懸命会をつくりながら運営しているお母さんも含めて、運営している方がいらっしゃるわけです、少なからず。そういう親等含めて、子も含めて、どうそういう部分にかかわっていいのかという、やっぱり拠点づくりがこの中で出てきたらいいなというふうに私は判断をしているわけです。今民間誘導型で来るだとか、来ないだとかという部分は多分後ほどの新事業年度のお話になると思いますので、それはそれとしてそういう部分の対策を図っていかなければ、雇用拡大だ、雇用拡大だと声高らかに幾ら騒いでも、場をつくってあげるといふシナリオをつくってあげないと、やはりそれは拡大しないというふうに思います。今民間誘導型で雇用も含めて対策打ちますよと言っている、やっぱり正直な話、余り拡大しないではないですか、人という雇用の拡大という部分で。新たな施策を持って提案していかなければ、やっぱり村づくりという根本を築き上げることはできないし、維持することはできないと思っています。3点ほどになりますけれども、ちょっと補足説明、村長のほうからしていただければありがたいなというふうに思っています。

○議 長 西山村長。

○村 長 民間の部分で、民間主導が望ましいのではないかなというようなことは、これは最初から民間という形でありきということでお話が聞こえるかもしれませんが、ある程度我々としても庁舎内でもんぞと言ったらおかしいですけれども、案を提示をして、全くなしのところからさあ、どうしようということでは、これは前に進まないと思うのです。ある程度いろんな、総合戦略を立てるときも私は庁舎内のいろいろなプロジェクトチームの意見とか集約したものも見ておりますし、非常に建設的な意見が集約をされ、それが今度の総合戦略のベースにもなっております。というようなことで、私はそういうようなことを含めながら、そして青写真を開き、そして民間にというのですか、そういうようなところの部分についていろいろと広げていきたいというようなところもあります。その中でやはりコンセンサスというのですか、住民の皆さんの思いとか、そういう願いもやっぱりきちんと受けとめなければいけませんので、この手法についてはいろいろと議員の方にも申し上げております。一旦こういうような例えば提案というか、そういうものが

決まりましたら、やっぱり住民の方に意見を聞く場を設定をしなければいけませんし、その方法は前にも言ったようにいろんな方法があるという、手法があるという、その部分を使いまして、住民の皆さんの思いというか、それも取り入れながら、そしてつくっていききたいというようなことを考えております。

勤労者会館を絡めた、勤労者会館をどうするのかというようなことと就労の場のことの部分とは、私としては全く違うということではありませんけれども、ちょっと分けて考える必要があるのかなというようなことを考えています。就労の場合については、障害者等の就労支援、自立支援ということについては、私は本当に村長になったときから、そこは前も話ししましたとおり、執行方針の中でも話しましたが、そういうことは子どもの発達相談、発達支援、あるいはそういう部分を一貫した障害児教育というのですか、そういうものと同時に、その子たちが学校なりを卒業してきて働きたいというときに、やっぱり村にそういう施設がないということは、これは大変な問題だと思うのです。だから、そのためにはやっぱり選択肢もふやす必要もありますし、これは後でまた論議になると思うのですけれども、そのときにまたお話ししたいと思いますけれども、そういう場を絶対に今ないわけですから、これはきちんと保護者とも相談をしながらつくっていかなければならないということです。ということで、その部分があります。ただ、勤労者会館のほうをどうするのかというようなことについては、今先ほどもちょっと答弁させてもらったのですけれども、そういういろんなエリア的な構想の中でその部分が入ってくるという、そこにありますから、現実。ということもありますけれども、またその辺についてはちょっといろいろと研究、検討をさせていただきたいということでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 安村さん。

○1番安村議員 ありがとうございます。前へ進むために、村長がリーダーシップというよりも、やっぱり思いを語っていただかなければ、こういう事業って進まないと思うのです。共有しなければならない部分は、村長の発想があって、やはりそういう部分が皆さんに共有されて実施するべきだというふうに思っています。しつこいようですけれども、私最後になりますけれども、これ大型遊具があるから、m a ・ n a ・ c a ができたから、そういう部分でのメリットと、チャンスだと言いましたけれども、チャンスが逆に言えばピンチになる可能性がありますので、早期にこれ樹立しないと本当の話、やはり人は流れというのは正直です、正直言いまして。今あえて出した中札内というのは、やっぱりそれはそれだけの集客力が全道一あるにもかかわらず、なおかつどうしようかと。村づくりのために、観光PRのためにいろんな部分でどうしようかという施策の一環がやはり道の駅に観光協会を、窓口を持っていくという手法をとる。一つの考え方としてあると思うのです。まして先ほども言いましたように、高規格が当然延伸されてしまうという、これも一、二年の話です、正直言いまして。そうすると、人の流れというのは変わってしまいます。ゆえにやはり楽観とあぐらをかかないで、はっきり言いまして遊具だってこれ10年続くと思

いますか、集客力。10年間呼べるという自信あると思います。僕は、日本人の気ままな、3年ももたないような気まぐれな性格のものが遊具に対してやっぱりこれ5年、10年絶対的に来てくれるという保証はないと思うのです。まして他町村でこの遊具をつくろうという動きもあるわけですから、それらのものを含めて危機感を持って、やっぱり更別村というPRも含めて、観光も含めて、住民参画も含めてという意味で、まして市街地活性化対策が本筋でございますけれども、それらを含めて前進していただきたいなという願いも含めて村長にお願いしたところでございますので、よろしくその点のご配慮をいただきたいというふうに思っております。

これをもちまして質問を終了させていただきます。

○議長 長 西山村長。

○村 長 ただいまご指摘のところ、本当に強く受けとめております。私本当にこの間の報告にありましたとおり、このまま放置は許されない、こう強く受けとめておりますし、自分自身が強いリーダーシップを発揮して、そして開発跡地の問題にやはり真剣に、前向きに、具体的に取り組んでいきたいということを議員に申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、新たな村づくりを進めるには、役場行政が変わらなければ前に進まないとした一般質問をさせていただきます。

2月に議員報告会で役場職員の人事評価と同時に議員もなさねばならないという意見が出たところでございます。私もそのとおりで思っております。私初めに議員活動として、早々に課長の皆様に目標管理を実はお聞きしたところでもございます。そこで、私の1年の目標としましては、第1に村づくりの基礎となる役場職員とそのトップである村長が目標を一つにする、ここから始めなければ進まない。そして、その政策を決定するのには住民参画のもとで行わなければ進まない。このことについてことし一年一般質問させていただいたところでもございます。一貫としているところは、村づくりは人づくりということで、役場職員は何より村づくりの専門職でございます。そのプランナーであり、指示待ちではいけないと思っております。政策立案する第一人者である役場職員は、村づくりには欠かせない重要な職責を担います。そして、その決定は住民参画とする、そうした意見合成をするものと私は考えてございます。6月には、村づくりは人事評価として質問させていただきました。村長は、確かに職員の能力開発等々PDCAサイクルをしっかりとやって、評価もしなければならないというお答えでした。そしてまた、住民参加条例等につきましてはしっかり前向きで応えたいというお答えでございました。9月には、地方創生について総合戦略の手法、更別の特徴等を質問させていただきました。その中では、民間の積極的な取り組みを起こしながら、有効に支援することが重要だと。また、策定の手法については時間のいとまがないから、今後の見直しや総合計画に取り入れたいと前向きなお

答えをいただいたところでもございます。また、12月では2年後に控えている総合計画の策定方法もお尋ねしたところでもございますけれども、住民アンケートや住民検討会議のほかに新しい手法について検討し、実施したいというお答えもいただいたところでもございます。そこで、この3つの質問、いずれも私は村づくりをどう進めていくかというようなことに重点を置いてきたところでもございますが、誰が主体で誰のためにやるか、そのあり方や手法について質問しました。繰り返しになりますけれども、更別村の財政は健全財政ではあるけれども、決して自主財源があるわけでもございません。国頼りということです。このことは、役場の職員の方は誰もがご承知のことと思いますが、住民についてはここの解釈はいろいろあるかと思ってございます。そこで、私は新しい村づくりを進めるということは、初めに役場行政そのものが変わらなければ一步も動かないのではないかと考えてございます。その役場行政を変えるということは、政策決定システム、その仕組みを変えるということであり、そのシステム等々につきましては役場職員自身が意識改革のもとで変わらなければ一步も進まないということになります。そこで、西山村長がことし5月に先陣を切り、新しい一步を踏み出したところでもございます。まさに選ばれるべくして選ばれたと思ってございます。

そこで、今度役場職員の人材を生かすという意味で、退職者の優秀な人材を生かしてはどうかという考えでございます。1つには、再任用制度を条例に沿って履行できないか、また職責が最も大事でございますが、町内の横断的な調整役、まとめ役として組織の活性化を図る。また、住民と行政や関係する事業者、企業等のつなぎ役、コーディネーターとして住民と行政が一体とした村づくりのために進めていく役、職責を明らかにして課長職の直近の部下として村づくりのために活躍していただく。職員が変われば行政が変わり、関係する事業所、企業等が変わり、何より住民が変わると思います。新しい村づくりに前向きに目指す初めの一步とも考えます。どうか西山村長のその辺のお考えをお尋ねいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 村瀬議員の新たな村づくりを進めるには、役場行政が変わらなければ前に進まないについてのご質問にお答えをさせていただきます。

言うまでもなく村づくりの推進は、主役であり、主人公である村民であります。いろいろな方々と行政がその方針を、あるいは課題を共有し、問題に対して共通認識のもと対応して全力で村づくりを効果的、効率的に実現していくというのはとても大切なことではないかというふうに考えています。ただ、その部分で何を誰がどのように行うのがふさわしいのかというようなことを常に見定め、点検しながら、適切なそれぞれの役割の分担と協働を進めていくことが大切ではないかというふうに思います。

私は、村長になるときに地方自治の原点に立ち返りましょうというお話を住民の方にも申し上げました。地方自治の原点というのは、やはりみずからのまちをみずからの意思、みずからの考えでつくり上げていくということです。これが地方自治の大原則であります。

ですから、住民が主人公であり、そして住民のためにということで、役場も住民のために役場は存在するということを明確にした行政を進めていかなければならないということを私は訴えてきました。しかしながら、時代とともに住民ニーズは多様化、多様化します。いろいろな提案とか意見などがありまして、それを行政が情報を収集したり、アンテナを高くしているんな部分でそれを掌握しなければいけません。そして、現在の村の行政とその部分のところを担うためにいろいろな諸条件の整備、環境の整備、あるいは法的な部分を整理をして、それをきちんとしていく必要があるというふうに思います。そういうような調整もしていかなければなりません。そうしたものをまた再度村民に提供することで、課題の共有もでき、認識もでき、村行政と、そして住民が一体となって村づくりに推進することができるのではないかとこのように考えています。

地方自治の運営を担う私たち行政というのは、非常に意識の問題でもしっかりとしていかなければなりません。私は、今年度の年度当初の職員の挨拶の中で、自治体職員としての、行政マンとしての誇りと自覚を持ってほしいということを話しました。それは、地方公務員あるいは役場の職員になるということが目的ではないということなのです。志があって、やはり行政に携わるということは、行政、住民のため、あるいは村づくり、いろいろな部分について理想とか、そういう熱意を持ってこの中に入ってくるわけですから、そこを原点に立ち返って、そして誇りを持ってほしい。こういう仕事に携わるのは非常に誇り高いことです。そして、やっていかなければならない。その中で住民サービスとか、いろいろな部分をしていかなければならないと思います。そのためには、牽引役とも言える行政側の意識改革が非常に重要であります。前の議会の答弁でも申しました。地方行政の、我々の行政の役割は非常に重要になってきている。地域住民などとながらっていく、あるいは決まった政策をこれからこれをこなして実施していくのではなくて、逆に言えばサラリーマン的な部分的に動いて地域の内外の連携役、そういうコーディネーター的な役割を果たす、やはり行政マンというのがこれから必要になってくるのではないかとこのようにことを思っています。それは、本当に多様な状況に行政が置かれている現状、あるいは今地方創生の問題でも課題がいっぱいあるわけですが、そういうような部分で、やはり積極的に地域課題に中に入って、いろいろな部分でネットワーク、あるいは人脈、コーディネートする、あるいはコミュニケーションをとる、そういった能力がやっぱり必要になってくると思います。そのためには、やっぱりそういう自覚が必要だということでもあります。そういう面では、意識改革が必要であると思いますし、私はうちの村の職員は優秀でありますから、その部分はきっと今までもやってきましたし、これからもやってくれるものと信じております。ということで、いろいろな役割というふうなこともあるのです。

そして、2つ目の肝心な問題ですけれども、いわゆる再任用制度の問題でございます。これについては、いわゆる雇用制度と、あるいは長年いろんなところにおられたところのそういうような知識、経験、そういうものをどう生かすかという点で2つの側面があります。今どちらかというと私の思いでは、年金制度が改革されまして、いわゆる65歳支給、

そこまでに、例えば60歳定年であればその間空白になるわけです。その部分で何とかそこを雇用をつなぐという、例えば地方公務員の雇用と年金の接続という側面が1つはあるのではないかと思います。これは、平成25年の3月29日に総務の副大臣が通知の中でそういう接続について再任用希望者がいた場合、フルタイムあるいは短時間の別を問わず、その部分での再任用が可能であるというようなこととか、そういう整備を積極的に行ってほしいと。速やかに再任用制度で条例を制定していないところは制定をしてほしいというような話がありました。平成25年当時と比べると、飛躍的に条例を制定したところ、もちろん更別村も条例があるわけですが、そういうような条例を制定して、再任用に關しての準備は整っているのではないかというふうに思います。

もう一つの側面で、例えば議員がご指摘のように、再任用制度の移行によって役場内の組織内の調整役、あるいはつなぎ役、まとめ役、あるいは活性化、あるいは雇用することによって行政と住民とのつなぎ役とかコーディネーター役、先ほど前に述べましたけれども、そういうような役割を担っていただけるという側面もあります。それは、やはり長い期間プロの行政マンとして培われてきた豊富な知識や経験があるわけです。そういうものを担っていただく、そしてその中で活躍していただくというのは魅力を感じますし、本当にそう考えております。再任用制度は、そういうノウハウを生かし、即戦力として期待できる、あるいは人件費大変申しわけないですが、抑えられておりますので、人件費の抑制などのメリットはあります。ただし、一方で、組織の新陳代謝とか、あるいは短時間の勤務であるとその職責がなかなか果たせない部分もあるのは、デメリット等もというふうにあると思います。あるいは再任用職員と新採用職員の採用のバランス、あるいは将来を見据えた職員年齢構成別というのですか、そういうバランスをどう確保していくのかというところです。それと、再任用職員はどういうポストにつけたらいいのかというふうなところを整理していく必要があると思います。十勝町村会に問い合わせましたところ、全体像はちょっと見えませんが、嘱託で、再任用ということではなくて嘱託とか臨時職員とかしてついておられる方もいます。足寄の場合は再任用ということで、主任という形です。間違いのないと思うのですが、主任というふうにおっしゃっていたので、そういうふうにされているというような話は聞きました。そういうところを含めて、定員管理を含め、解決しなければいけない問題もありますし、実際に管内ではそんなに広くは、条例はあるけれども、そうなのではないというところもあります。3年前の定年退職者から年金支給率が引き上げられていること、平成33年度以降65歳支給となりますことから、組織としてこの再任用制度をどういうふうに活用していくのか、特に単に1番目の側面では無年金期間、年金がない期間の解消とはならないようにして、なおかつ村民の皆さんの理解が得られるように今後検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 村瀬さん。

○6 番村瀬議員 まさに今答弁になったとおりで、私もその2つのことについては十分な

検討が必要だと思ってございます。それも全てお答えいただいたような形になってございます。まずは、やはり65歳までの無給期間を何とか回避しなければならないと。ただ、これもやっぱり人事管理等々含めて、どうしてもコスト高に立ってしまう。どうしても公務員の優遇でないかという一般住民の厳しいまなざしがあると思います。そこで、これを活躍していく場だというふうに捉えていくことしかやはり説明がつかないのではないかと。だから、私あえて人材を活用するということに固執して言っているのです。ただ、さきにおっしゃったような必ず無給期間が来るということについては、これはやはり人間の生活がございますから、ここは何か少し仕事のダウンさせてでもいいのしょうけれども、そこも考えていただければありがたいと思っています。

そこで、今言ったようにこの2つをきちっと捉える検討期間を早々にやらなければ、またすぐ退職者が出てくるということになると思います。それで、これもまさに平成14年の4月1日からかな、これが施行されるとして、退職者がもう56人、課長職では24人も退職しているけれども、誰ひとりとして任用している状況はないと。ただ、これからはそんなにいないですよ。せいぜい四、五人ぐらいの人たちがいるのかなと思っていますので、できるだけそういうようなときにこの人材を活用していただきたいということで、重ねて質問しますけれども、職責を明らかにするということの中で今村長が考えていることがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 何回も同じ答弁の繰り返しになって申しわけないのですが、一応議員のご指摘のとおりそういうような活用等々については検討しなければいけませんし、職責という面ではいろんな部分で、私は今本当に嘱託の方とか、いろんな方見ていると非常に知識も豊富であるし、いろんなことを知っているということで、スムーズにいろんな形では回っているのではないかというふうに思いますし、その辺の部分を含めてどういうふうな方をどういうふうに、いろんな部署についているそれぞれの個別のケースもあると思うのです。そういうところもやっぱり検討しながら進めていかなければならないのではないかというふうなことを考えております。

○議 長 村瀬さん。

○6 番村瀬議員 検討という軸から一つもずれていませんけれども、幾つか今企画課でだとか、例えば協働だとか、地方創生だとか、いろんな多岐にわたる仕事をやったりふえているのかなという思いもあります。ですから、ここはそこに特化するというのはですか、そこに充てていくという人材が必要かなと思っています。先ほどから開発跡地どうするかというようなことも出ています。私も安村議員とかなり同じ考えを一緒にするところもあります。それはなぜかという、立案するところまでは村が一生懸命やってもらっても、最終的に住民参画をするというところが大きな引き金となっていると思います。一人一人言い出せば、これはみんないいようだけれども、悪いのか、いいのかもわからなくなって、結局まとまらないと。でも、誰かがまとめたものを実際に住民全体としてどうするかとい

うのは、やはりこれ住民に聞くしかないと思うのです。思い切ってここはそういう方のコーディネーターを含めた人材を活用して、ぜひ充てていきたいなと思いますけれども、それについてはどうでしょうか。

○議長 長 西山村長。

○村 長 住民参画については、私はもう最初からそういうふうにお答えをしていますので、それはもう絶対行政にとっては村づくりを進めていく上では必要だというふうに考えています。先ほどの開発の部分もありますけれども、政策立案、そのことを含めて、多種にわたるのですけれども、そういう方の活用とか、いろんな部分も含めて、検討してくださいというか、本当にちょっと研究をさせていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長 長 村瀬さん、よろしいですか。

○6番村瀬議員 ひとつよろしく願いいたしますとしか言いようがないですけれども、十分検討してください。

以上で終わらせていただきます。

○議長 長 次に、7番、本多さん。

○7番本多議員 通告に従いまして、T P Pの影響と農業の振興について私のほうから質問させていただきます。

2月4日、ニュージーランドのオークランドにおいて環太平洋連携協定、T P P参加12カ国が協定書に署名をし、昨年10月に大筋合意した内容が確定されました。今後各国は発効に向けて国内の承認手続に本格的に進んでいくものと思っております。政府は、昨年末にT P Pによる影響の試算結果を公表しております。しかし、これはT P Pの大筋合意内容に基づき、関税削減や撤廃までの期間を長くしたり、T P P関連政策大綱により国内対策を考慮した前提で試算したもののため、生産額の減少も約1,300億円から2,100億円にとどまると思っております。また、相次ぎ北海道、十勝の減少試算額が発表されました。十勝管内においても113億円から159億円程度ということで、十勝管内の農業生産割合を単純に当てはめて試算されたものです。関税収入が減る中、また現在の国の財政状況を見ましても恒久的に財源の確保ができるのかという、到底これは信用できないわけであります。また、今回の試算では関連産業への影響を分析もされておりませんし、輸送や加工などにも大きな影響が出てくると思います。そこで、本村ではT P P発効後の影響額は試算されているのか、まずお伺いしたいと思います。

次に、これからの農業振興策をどう考えていくかですが、本村は開拓当初から決して気候条件や土地条件も恵まれた環境ではなかったと思いますが、土地改良や基盤整備を何度も繰り返し、現在の基盤ができ、良質で安全な作物を大量に生産でき、所得も上げられる大型農業の形態ができてきました。しかし、T P P発効により農畜産物が自由化になれば、たとえ更別の大型農業であっても太刀打ちのできない状況になるというように思います。中には、T P Pが大きな転換期であり、チャンスと捉える学者もおりますが、私は長い間

で築き上げた更別の形態を崩さずに、国の政策のもと農業振興を進めていくことが望ましいというふうに思っております。その辺で村長の所見もお伺いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長 長 西山村長。

○村長 本多議員のＴＰＰの影響と農業振興についてお答えをいたします。

ＴＰＰの協定交渉につきましては、昨年10月に日本を含む協定交渉参加国12カ国の閣僚レベルの交渉により、協定の大筋が合意されました。本年2月には、協定の署名がなされております。この間マイナス影響が懸念される農林水産業を基幹産業とする本村を初め、オール十勝、オール北海道としてＪＡさんを含めて反対の声を上げてきたところですが、十分な国民の議論がない中で一昨年の政府主導による協定参加表明というのと同様の結果となったことについて大変残念、遺憾に思っているところであります。また、大筋合意後に発表しました政府が決定した総合的な政策対応に関する基本方針では、国民への合意内容の正確かつ丁寧な説明と情報提供に努めること、あるいは特に地方での説明と情報提供を重点的に行うというふうにされていましたが、説明会の開催、各地で道内も行っておりますけれども、そんなに頻繁ではなく、報道も通じた不明瞭な情報しか伝わってきていないのが実態と捉えております。

その中で政府は、昨年11月に総合的なＴＰＰ関連政策大綱を策定しました。農林水産物の影響額の試算を公表したということであります。公表された試算では、議員ご指摘のように農林水産物全体で約1,300億円から約2,100億円の影響があるとされております。このうち農畜産物の影響額は、878億円から1,516億円になるとされております。北海道においても国の試算をもとに道内の畜産物の影響額を337億円から470億円と試算されたところであります。

そこで、ご質問にあります本村における影響額についてでございますけれども、国や道が試算に用いている統計数値のうち、市町村別の統計は行われていないものでありますから、同様の試算は大変困難な状況にあります。国と道が影響額を公表した14項目に本村の、そのうち本村が占める生産量の割合をもとに計算をしてみました。そうすると、小麦で9,700万円、砂糖で1億3,000万円、牛乳、乳製品で1億3,900万円から2億円、牛肉で300万円から700万円となり、合計すると3億6,900万円から4億3,500万円の影響があるというふうに試算をしました。議員のご指摘のとおり、ただこの影響額は国の対策がなされた、考慮されたものとして計算したものでありますし、その点でいえば実効性への不安感とともに、関連産業の影響を考えると果たしてこの数値の見方が本当に正確なのか、あるいは反映しているのかという点ではかなり微妙なところであるのかなというようなことを思いますし、地域における影響力というのはさらに大きくなるというふうに考えられております。いろいろな試算とか説明会、この間も農業セミナーということで道の農政部が来て説明をしていきました。大綱について説明をしていって、こういう施策をしますということがありましたけれども、なかなか提示された部分から中身に食い込んでそういうような説

明はなされておりません。どこの説明会でもそうであります。そして、ＴＰＰ対策、補正予算事業一覧ということで総額3,122億円ということで出しておりますけれども、畜産、酪農の総合プロジェクト、畜産クラスターあるいは産地パワーアップとか、いろんな部分で出されておりますけれども、この部分が果たして全てを網羅できるのかというと、決してそうではないというふうに思います。例えば関税一つをとってみましても、為替の相場が変動することによって、これが幾らでも変動するということになります。これは、本当にそのところの見通しをしっかりと持って対策を講じられているのかといえ、そうではないというふうに考えるのが妥当であるというふうに考えます。また、議員ご指摘のように、例えばこの機会をいい機会だというふうなことを、これは新聞報道ですけれども、今回のＴＰＰの交渉結果を見ると実は19%関税が残ったと。全てが撤廃されるという想定に比べると打撃が小さくなるというようなことで、逆にＴＰＰは日本の農業を変えるチャンスでもあるというようなことで、農家も変わる必要があるということとか、いろんな部分を行っている、そういう風潮もあります。ただ、一方で、ここには芽室町の畑作農家の方がこれはそういう言い方はないのではないかというようなことでお話をされています。残念ながら決議は守れなかったけれども、精いっぱい国内対策を行うというのが、そういう発言が筋ではないかと。非常に輪作体系で、小麦一個にしても、これは輪作体系でジャガイモとかビートとか、いろんな部分がありますから、例えば一つの農作物に影響があったとしても連鎖的に波及していくということで、それを総合的に捉えてこのこと、ＴＰＰの影響を考えなければ、これは本当に一面的に捉えたということにしかならないというふうなことがあります。非常に大打撃を受けるのではないかということとか、消費者のメリットが大きくなるという話もあるが、それ以上にやはり農業全体、そのものが疲弊をしていく、あるいは本当に困難な状況になっていくというような状況も考えられるといったことを本当に力を込めて発言をしておられます。

私も思いますけれども、いつもいろんなところで言っているわけなのですが、ウルグアイ・ラウンドのように小手先のそういう対策等は、いわゆる補助金とか助成金、これではだめなのです。そういう部分ではなくて、やはり日本の農業をどうするのか、ひいては十勝あるいは更別のこういう農業をどうしていくのかという観点に立って対策を長いスパンで講じてほしいということがやっぱりご指摘のとおりあるのではないかというふうに思います。そういった意味では、先般本議会において意見書第11号が採択をされております。その部分でいわゆる本当に国内の生産者の不安を払拭し、持続可能な農業を確立すること、そして我が国の農業に安心、安全の必要性、農村、農業の果たす役割をしっかりと捉えて、そういう対策を、政治を進めてもらいたいということで採択をされています。私は、このとおりだと思います。その点で強く働きかけをしていかなければならないというふうに思います。こうした中において本村の基幹産業である農業を持続的に発展させるためには、今議員がおっしゃったように大型農業でございますから、その部分を土地利用型を中心とする本村農業の基盤となる土づくりを初めとした基盤整備、これを今力を入れて

いるわけですが、これは村としてしっかりとやっていかなければならないというふうに考えています。コントラクター等を活用した分業化、生産性を高めながら、生産経営主の労働力の軽減あるいは所得の向上、そういったものを含めて、さらには今若い子たちが戻ってきているわけですが、次世代の担い手、そういう引き継げる更別農業をしっかりと確立していくということは行政を挙げて進めていかなければならないというふうに考えています。また、一方では、生産のみならず加工販売に取り組む、そういう人たちの意欲のある声も聞いております。今付加価値とか6次産業化ということもありますけれども、そういうような部分も今後はいろいろと取り入れていかなければならない部分もあるのかなというように考えております。何よりも農業に夢や希望が持てるよう、多様な経営の後押しも大事だと考えております。JAを初め関係する諸団体と協議をしながら、この問題について取り進めていきたいというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 本多さん。

○7番本多議員 答弁大変ありがとうございました。

更別におきましては、減少額、国の試算と同じように想定どおり本当に少ない影響なのだなというふうに思っているわけですが、これはやっぱり過小評価であるのではないかなというふうに、甘過ぎる評価ではないかなというふうに思っております。これは、多分国は国益を考えて農業を軽視しているのかなというふうに私は思っているところでございます。そして、この影響額というのは、私本村にとっては大変重要な数値だというふうに思うのです。これから更別農業をどういうふうな方向性に向けていくかということにおいても、本当に重要な数値だというふうに思っております。お話聞きますと、交渉内容は非公開ですし、発効から7年たちますと何か再度要求されれば関税の再協議に応じなければならないというお話も聞いております。そういった中で、またそれによって全面的な完全撤廃になるというお話も聞いております。そういったことで本当にこの先どういうふうになるのかなというふうに自分は思っているところでございます。

それで、更別村の農業形態は国の政策によって影響されるところが大変多いと思うのです、現在の農作物を見ると。国もTPP対策としていろいろと今年度の補正もありますし、来年度の予算も計上されておりますけれども、更別に合った予算建てというのですか、なかなか更別のニーズに合った予算がついていないのではないかなというふうに思っております。そういった中で、やはり農業者とJA、そして行政が一丸となって共通認識を持って国に訴えていくということが大変重要ではないかなというふうに思っております。そういったことで、村として協議会というのですか、TPP対策協議会というか、そういった会というか、意見を集約できる会を設置することを考えているのかどうか、その辺についてちょっとお伺いしたいなというふうに思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 今ちょっとご指摘あったのですが、そういうような協議会については

今のところ考えてはおりません。ただ、今ご指摘のとおり、国の施策についてきちんと対応してもらおうということで働きかけなければいけませんし、これについてはＪＡさんあるいは生産者直接、それと行政が一体となっていなければいけないというふうに考えています。町村会の中においても、いわゆる畜産部会とか畑作部会とか、いろんな部分がありまして、私も国会のほうへ何回か行かせていただきました。そういうような部分で町村は町村長の中で、あるいはその中でそういうような協議会とか働きかける部分はあります。そのこのところもしっかりしながら、今ご指摘の点で協議会等と、ＪＡさんともいろいろと協議をしながら、そういう必要性があるならば、これは設立をしていくべきだというふうに考えていますので、今後検討させていただきたいなというふうなことを思っております。

以上です。

○議 長 本多さん。

○７番本多議員 やはり国に予算をつけていただくわけですがけれども、更別独自の、ほかと形態違いますから、それぞれの町村は思っているかと思うのですがけれども、なかなか更別のニーズに合った、そういった補助金なり事業が来ないということがもう現実なのです。そういったことから、そういった協議会なるものをつくって、国や、あるいは地元の国会議員通したり、そして道議会議員通して国に訴えていくということは大事な事かなというふうに思いますので、これから若い人が安心して農業をやれる体制をつくっていくのがやはり私たちのこれからの仕事かなというふうに思っておりますので、その辺について村長、何かありましたらお答えください。

○議 長 西山村長。

○村 長 今更別の農業の特殊性に鑑みということでもありますので、この辺は連携しながら、しっかりと働きかける、そういったような、本当に村に対してどういうふうにしてもらうのかとか、あるいはどうしてほしいということをはっきりと言えるような、そういうような連携をとっていきたいと思いますし、その辺についてはＪＡさんあるいは生産者の方といろいろと話をしていきたいなというふうに思っています。国に対しては、強く働きかけていきたいというふうに思っています。

○議 長 ２番、太田さん。

○２番太田議員 通告に従い、質問させていただきます。

質問事項ですが、年間を通じた集いの場についてです。市街地活性化事業において平成26年10月、農村公園に大型遊具をつくり、来街者の増加に結びつけ、にぎわいあるまちづくりを目指し建設されました。インパクトある大きな遊具のおかげで、昨年夏場は本当に多くの方に利用していただいたと思っております。この流れを継続していかなければならないわけですが、夏場は天候に左右されること、冬は利用できないことに問題を感じ、ここから衰退の芽が出てくると感じました。立派な遊具ができ、人が来てくれることは評価できますが、今後は継続して村に来てもらい、地域を発展、活性されることが課題だと思っております。

そこで、室内遊具をつくり、年間を通じて人が集まっている場所をつくってはどうかと考えます。北海道は、夏が短く冬が長いのに、十勝に野外公園はたくさんあるのに室内公園は一つ也没有せん。十勝に一つもない室内公園をつくることで、村内はもとより村外からも集客を見込み、継続した人の流れをつくることになり、その他さまざまな更別の発展、活性につながると考えますが、村長の意見をお聞かせください。

○議 長 西山村長。

○村 長 太田議員の年間を通じた集いの場についてのご質問にお答えをいたします。

村には、公園設置条例による更別農村公園、どんぐり公園が整備されております。一昨年10月にリニューアルをしました農村公園には、非常にシーズン中多数村内外からたくさん子どもたちや親御さんたち、幼稚園等、小学校の団体に広く利用いただき、そして町なかになににぎわいをもたらしているところでもあります。農村公園は、きれいに刈り込まれた芝生や大型遊具、水辺の施設、木陰、トイレ、駐車場が適切に配置されており、自然と季節を感じながら楽しめる人々の集いの場になっているところでもあります。今後も継続的に利用いただき、長く人々に愛される施設として維持していくことが必要であるというふうに考えているところでもあります。

さて、議員の質問にあります室内遊具施設といいますが、公園ですけれども、おっしゃられるとおり、通常の公園というものは屋外にあります。天候に左右されるということ、あるいは北海道は特にそうですけれども、冬期は、冬の間は利用できないというようなことがほとんどであります。このマイナス要素を克服することができれば、通常より施設の稼働は憩いの場としてのところが非常に充実する、あるいは可能であるというふうなことが考えられるところです。しかしながら、室内公園となると公園の機能はもとより、それを覆う施設、屋根とか、いろんな部分が必要となってきます。そこに考えられるのは、暖房とか照明等のランニングコスト、そういうものがかかってくるものと考えられています。仮に採光性の高い天井とか太陽光を活用したエネルギー利用策などをとったにしても、光熱水費に係る経費はゼロではなく、相当額の経費がかかるのではないかとというふうに試算されます。確かに室内というのは、天候に左右されずに冬期間も一年中通じて使用を可能にするのですけれども、公園という、公園が憩いまたは遊びを楽しむために公開された場所という概念とすることから、通常使用料は徴収しないものと考えます。そうすると、村は建設費を含め多額の負担を要するのではないかとというふうに思われます。仮に使用料を徴収するとなると、採算をどこまで求めるかによってもありますし、使用料を負担してまで施設利用となると利用者が減少することが想定されます。また、これによって事業の継続が難しく、また管内において今まで取り組まれているところがないから、非常に実現性、継続性は残念ながら低いものと考えざるを得ません。十勝に一つもない室内公園をつくることで、村内はもとより村外からも集客は見込まれて活性化につながる、そのことは重々理解しております。それにかかわる設備費、ランニングコストの面において、取り組むことは逆に非常に困難な課題を抱えているというふうに考えてなければならないと思ってお

ります。おっしゃるとおり、さまざまな更別の発展、活性につながる手法として、新たな施設の整備に取り組むことも場合によっては必要ではないかというふうに考えていますけれども、現段階においては室内公園は想定をしていないところであります。今後は、村にある既存施設の有効活用、連携を図るとともに、必要に応じて施設の改修整備を行うことにより更別の発展、活性化につながるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 太田さん。

○2番太田議員 経費がかかるということですが、では継続した流れをつくり、地域が発展するためには、村長は具体的なすべきことは何かをまずお考えでしょうか。なぜ室内公園か、継続した人の流れということですがけれども、気候がもたらす影響、これは1つ目の質問で話したとおりです。そのほかに室内公園にすることにより、子どもだけではなく幅広い年代、年間を通して利用してもらえる、年間を通した使いやすさが週末はもちろんゴールデンウィーク、お盆、正月、夏休みなど、家族はもとよりおじいちゃん、おばあちゃんとも立ち寄る場所、野外にある立ち寄る場所から目的地として更別に訪れやすい場所に、にぎわいある場所になってくるわけです。子育て世代に関してもそうです。特にゼロ歳から3歳までの保育園に通わせられない親は、子どもと2人きりで家で過ごしています。その中で行く場所がなく、子どもと2人きりでいるという不安。子育てをしている中で、子どもと2人きりでまともな会話ができないという不安から、更別に、十勝全体を通して行き場所がないことに不安を感じている現状があります。子どもを中心につくることによって、老若男女誰もが行きやすく、行きたくなる場所になると思います。そういった人の流れが交流につながり、地域づくり、協働づくりができて、情報を交換し、助け合い、共有ができるものだと思っています。このことがきのうですか、教育大綱でも掲げていた社会教育にもつながってくる、そういうことだと思っています。子ども、大人、障害のある子どもたち、さまざまな悩みを持った人たちが集える場所、子どもを中心として集える場所があることは、村民にとっての満足度というところにもつながってくると思います。そういったことを考えれば、ある程度の経費ということもかかるのはわかりますけれども、人が来てくれることによってウオームシェア、クールビズといった環境面での配慮の動きにもなります。アパートにいる、家にいる、そういったところで暖房費、村もお金も出しているところもあると思うのですけれども、そういったところにお金をかけるなら、建物にお金をかけて、ウオームシェア、クールビズの動き、環境面に配慮した動きという方向に持っていくのはどうでしょうか。子どもを中心とした取り組みが更別村民全体の集いの場になり、変化していけると思います。そして、子どもの純粋な心を通して大人が学ぶこと、そういったことはたくさんあると思いますし、大人の学びの場にもなる。そして、この思いは村長が先ほど掲げた地方自治の原点というものもここにあるのではないかなと私は思っております。村長の意見を聞かせてください。

○議 長 西山村長。

○村 長 今太田議員のご指摘というか、そういうところについては私も共感できる場所でありまして、非常に子育ての部分、いろんなところの部分も含めて共感できる場所でもあります。ただ、分けて考えなければいけないのは、1つは例えば村内での子育ての環境とか、あるいはそういうコミュニケーションをとる場所、あるいはそういう交流できる場所がないかといえばそうではありません。例えばわんぱくキッズとか、あるいは遊ぶ会とか、いろんな形の中で、あるいは教育委員会が開催をします夢民講座とか、いろんな講座がありますけれども、その中に子どもたちが集い、親も集い、そしていろんな形で交流ができる。それは夏だけではなくて、冬はそういう部分も集えて、いろんな交流ができ、そして親御さんたちのコミュニケーション、あるいは放課後いろいろあるわけですが、なかなか居場所というのですか、そういう部分で困難を抱えている子も、わんぱくキッズとか、いろんなところ行ってみますと、ボランティアのお母さん方たちが頑張っていてやっていただいて、本当にそういういい環境づくりに貢献していただいているというふうに思います。そういう面では、村のこの環境はあると思いますし、その部分はやはり充実していかなければならないというように考えます。

もう一つの公園というふうな形の観点でいきますと、確かに交流人口ということで、いろんな部分でここに来てもらいたいと。人を呼び込みたいというところなのではけれども、それは村のいろんな子どもたちや親の交流とちょっと切り離して考えると、交流、必要があるかなというふうに思います。いろんなところで果たして本当にそういうことが行われていないのかというようなことで、小さな例なのではけれども、やっぱり民間のいわゆる商業ベースにのっとったというふうな部分は、例えば有料でやっているところはあります。ファンタジーキッズリゾートということで、これが展開をしているところは札幌市の厚別区にもありますけれども、新さっぽろのところにあります。室内にふわふわドームとか、いろんなグッズとか、おもちゃ、そういうようなものとか、子どもたちが遊べる場。ただし、その部分には有料であったり、ほかのショッピングモールと直結しているというところがある。それは、やはり商業ベースの中で、確かに集える場ではありますけれども、そういうような形で展開されているところでもあります。もう一つは、大田原市というところがありますけれども、ここの子ども未来館、TOKO—TOKOおたわらというところでは子ども未来館というところがありまして、まちの中で子育て世代の社会活動を支援する目的を踏まえて、子育て世代を支援する施設やサービスを提供することにより、親子の触れ合い、子育ての負担の軽減、子どもの環境充実、子育て世代の文化活動や購買活動等の促進を図るというようなことです。大きな施設であります。ここは、しっかりしてまして、遊びをどういうふうな、子どもたちにとって遊びというのはいろいろと体力、知識、経験を養う、あるいはそれを見守る親たちが共通の時間を共有することができる。地域住民との交流相談、悩みなどの意見のそういう共有スペースとして提供しますよということで、なおかつ市街地の中心にあるということで市街化活性化に役立てるというようなことで、そういうようなところが取り組んでいるところもあります。ただ、ここは私もま

だ研究はしていないですけれども、活性化協議会とか、いろんな部分で、第三セクターとは申しませんが、そういうような形の中で運営をされていますし、この大きなところには図書館とか、いろんなものもありますけれども、いろんな設備が室内にありまして、これはこれでまたここまで行くには大変だったと思うのですけれども、住民の方の意見集約しながら、あるいは本当にそういうものが必要なかどうかという議論を重ねながら、また経営、運営形態をどういうふうにするのかという積み重ねがあってこういうふうな形になっているというふうに思います。だから、必ずしもそういうものがないというふうには言えませんが、ここは交流人口、あるいはここに来てもらうという点のことではまだまだ研究したりしなければわからないところがいっぱいあります。ただ、太田議員が言うようにいろんなコミュニケーションとか、子どもの成長とか、親御さんの交流とか、そういう部分では村は決していないがしろにするわけではありませんし、その部分が外の、室内遊具ということで今回は集約はされませんが、これから研究を重ねる中で、いろんな調査とか、そういうようなこともお互いにそういうように広げながら、少し検討していくというのですか、見ていく必要があるのかなというようなことを思います。現在のところは、すぐにそういうふうな回答とか、いろんな部分については非常に難しいということで、想定していないということで繰り返しになりますけれども、そういうふうな結論であります。

以上でございます。

○議 長 太田さん。

○2番太田議員 私は、室内公園をつくることによって交流という面でのお話でしたが、村長は交流ができていないわけではないと言いましたが、遊ぼう会に限っては週1回程度ということで、やっぱり私がこの室内公園というのはいつでもという、毎日いつでも来れる場所、週に1回とか、そういうことではなくて、長い目でいつでも来れる、友人とかも来たらすぐそういった場所に行けるという目的のものと交流ということでございます。そのほかに団体で地域のために活躍してくれている方というのは、村長もご存じのとおりいらっしゃると思うのですけれども、そういった方々のギブ・アンド・テークというのですか、こういったことはできるよとか、逆にこういった人探しているよといった情報交換というものが僕は室内公園を通して、交流を通して、そこから掲示板なるものがあって、誰でもここでその情報を仕入れれば村の情報は仕入れられるというような場所を確立していくことというのが団体で活動している皆様に対しても発展していける方法だと思っております。

室内遊具場に関してはまだまだ難しいところがあるということだったので、最後の質問なので、ちょっと質問の形を大型遊具というところは一緒なのですが、どう目立たせるか。大型遊具を人を呼び込むためにどう目立たせるかということを最後に質問したいと思います。私去年ですが、大型公園ができて、商工会青年部で自転車の無料貸し出しを行いました。その中でやはり自転車も貸し出しもした中で人との聞き取りというものもし

たのですが、更別に初めて来た、公園を目的地として来た人が、ほとんどの人が一回でたどり着けなかったのです。道に迷って、公園を大型遊具という名前がついているからすぐ見つけれるものだと思ったら、なかなか見つけられなかったではないかという声をたくさん聞きました。それは、そのためには僕はまずは景観をよくするということをしなければいけないと思うのです。南1線から来ても国道から来ても、まず高規格道路からおりたとき、南1線から来たときですが、やはり開発跡地というものの今後の利活用というものはほかの議員さんの発言でプロジェクトチームをつくるということだったのですが、大型遊具を目立たせるという意味でも、まずそこを更地にしなければいけないのではないかと、僕はそういうふうに考えております。あと、勤労者会館も使い勝手が余りないような報告も出ておりますし、そういった面でもまずは更地にして、アイデアをまたゼロから考えるという考えも必要だと思います。国道側から更別の公園に向かってきた人も、村民グラウンドの防風林というのですか、あの小さい木。あそこがやっぱり邪魔になって公園を見つけれないらしいのです。なので、やっぱりあそこの風吹いたりして、グラウンドの土ぼこりとか、そういったことで対策をしているというのはわかりますが、景観、目立たせる、大型遊具で発展していくという力強い気持ちを最後にどういった発展をしていくかということを知りたいと思います。村長が全体を通した道のつくり方、点と点を面ですといったことがどういった形なのか、またそれを大きな枠で考えればどこを軸にして考えるのか、開発跡地、公園周辺で考えるのか、もしくは更別村全体を考えて、プラムカントリーの辺にそういった面で発展を考えて今の大型遊具、パークゴルフ場、そういった面での大きな発展を考えるのかということです。私は、現在遊具、農村公園とプラムカントリーに大きな遊具が2つあるわけですが、この2つがやっぱり更別村に3つということになると、本当にインパクトの大きいもの、更別村って子どもに、すごく公園に対して力入ったものだよねという、その2つから3つに変わる力というものは、金額よりもせつかく2つあるのだから、それが3つに変わったというものはかなり大きいと思っております。その辺も踏まえて、最後どのように大型遊具を目立たせるのか、どのように発展していくのかということをお聞かせください。

○議 長 西山村長。

○村 長 いろいろ大きな部分もあるのですけれども、目立たせるということについてはわかりやすいとか、そういうような看板とか、いろんなものを設置しているわけですが、それについてはより工夫をしていきたいと思ひますし、私も実際駐車場に行つて、観光バスの運転の方からも非常にわかりにくかつたというお話がありました。そういう点では、部局にも伝えてありますので、またちょっといろいろと考えさせていただきたいなというふうに思ひます。

動線の部分ですけれども、いろんないいところがあります。いろんな宝物があります。これは、やっぱり最初私がつたときにも言つたのですけれども、点と点ではなくて線で結ぶべきであると。これが今動線になってきています。だから、その部分を、動線という

のは拠点がなければ動線にはなりません。ということで、それが今ma・na・caであり、大型遊具であり、そして今から利活用を進める開発跡地であり、この部分のエリアもそうですけれども、含めて総合的に考えていかなければならないというふうに思います。大きなところというか、全体として村のそういうような動線も引きながら、市街化活性化というポイントもピンポイントで絞りながら、大型遊具周辺の環境整備、それと人をいかにして呼び込むかという部分についてしっかりと考えていきたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 太田さん。

○2番太田議員 どうもありがとうございます。

最後に、私昨年9月の道の駅の一般質問のときでも言ったのですが、そういったことで今後の注目されていることは、人々の集いの場となる道、地域の拠点、観光となる道、自己実現の道へと更別村は変化していかなければいけない。それをお伝えして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎休会の議決

○議 長 お諮りをいたします。

議事の都合により3月12日から3月13日までの2日間休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、3月12日から3月13日までの2日間休会することに決定をしました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これをもって散会をいたします。

(午後 7時35分散会)